

【資料 編】

- 資料 1：第 2 次白岡市環境基本計画の策定について（諮問）
- 資料 2：第 2 次白岡市環境基本計画の策定について（答申）
- 資料 3：白岡市環境審議会名簿
- 資料 4：白岡市環境基本計画見直し庁内検討委員会名簿
- 資料 5：白岡市環境基本計画見直し庁内検討委員会設置規程
- 資料 6：白岡市の環境の現況
- 資料 7：環境に関する市民・事業者アンケート調査
- 資料 8：白岡市環境基本条例
- 資料 9：用語集

資料Ⅰ 第2次白岡市環境基本計画の策定について（諮問）

環 第 224 号
令和2年10月6日

白岡市環境審議会
会長 三宅 敏郎 様

白岡市長 小 島 卓

第2次白岡市環境基本計画の策定について（諮問）

下記の件について、白岡市環境基本条例（平成22年条例第12号）第8条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

第2次白岡市環境基本計画（案）について

資料2 第2次白岡市環境基本計画の策定について（答申）

環 審 第 7 号

令和3年2月3日

白岡市長 藤井 栄一郎 様

白岡市環境審議会

会長 三宅 敏郎

第2次白岡市環境基本計画の策定について（答申）

令和2年10月6日付け環第224号で諮問のあった第2次白岡市環境基本計画の策定について、本審議会の意見を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

当審議会は、「第2次白岡市環境基本計画（案）」について諮問を受け、慎重に審議を重ねて参りました。

諮問された計画案は、当市の環境の保全と創造を長期的な視点から見据え、市・市民・事業者の三者協働で取り組む望ましい環境像が示されている計画であること、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境、人づくりに関する基本目標ごとに具体的な数値目標が示されているなど、総体的に妥当であるとの結論に至りましたので答申いたします。特に、平成27(2015)年9月の国連サミットでの「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された国際目標であるSDGsにおける、持続可能な開発を目指すための17の目標と、本計画との関連性を明確にし、「持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト」として、SDGsに対する白岡市の姿勢を示したことを高く評価します。

なお、これらを踏まえて、本計画の推進に当たっては、次のことに配慮し、施策の実効性を高めることを強く要望します。

1 情報発信について

本計画の策定に当たり実施した市民・事業者アンケートの結果では、白岡市環境基本条例や、平成23年3月策定の白岡町環境基本計画、平成28年3月策定の白岡市環境基本計画（改訂版）についての認知度が低いという課題が明らかとなりました。市・市民・事業者が三者協働でより良い環境づくりを行っていくには、まずは本計画を市民や事業者によく知ってもらうことが必要不可欠です。広報やホームページ、教育・学習の場、イベント時などの様々な場面で、本計画を知ってもらえる機会を作るように努めることを要望します。

2 身近な環境問題について

審議会では耕作放棄地の管理の問題など、地域における身近な課題について多く議論しました。身近な課題ほど、簡単には解決し難い問題が多いの事実ですが、市民にとっては最も重要で切実な課題となります。市としても可能な限り、積極的に関係機関や地域と連携して、市民の声に耳を傾け、適切に対処していただくことを要望します。

3 本計画や市の環境に関する周知方法について

環境問題に対する取組は、市・市民・事業者の三者協働が基本となります。しかし、環境に関する用語や説明は、専門的なものも多く、市民が理解するには難しい内容もあると考えます。本計画には巻末に用語集があり、また、概要版や学校版のパンフレットを作成し、市民や子どもたちに配布することとなっていますが、そういった市民や子どもたちにとってもわかりやすい資料や、各機関が発行している環境問題に関する一般向けの資料などを活用して、今後の計画の推進に当たっては、市民が環境問題について理解しやすいように努めることを要望します。また、市内で活動する環境に関する専門家や団体とも連携し、まちの環境の実態に即した課題について、より一層の市民への周知に努めることを要望します。

4 新たな時代の環境への取組について

S D G s への白岡市としての貢献を視野に入れた持続可能な社会の構築に向けて、特に強力に進めるべき取組として位置づけられた、「持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト」の中の一つに、「脱炭素社会を実現しよう！プロジェクト」が設定されました。従来の「低炭素社会」から、一步進んだ「脱炭素社会」の実現は、新たな時代を迎えるに当たって実現すべき社会であると考えます。

一方で、実現に当たっては、大きなハードルがあるものと考えられます。しかし、人類や全ての生きものにとっての生存基盤を揺るがす、「気候危機」が顕在化している近年において、脱炭素社会の実現は避けては通れない課題の一つです。このことから、「脱炭素社会」は、長期的な視点を持ちつつ、社会情勢を踏まえ、三者協働で実現に向けて着実に進めていくことが重要と考えます。

それには、まず市民一人一人の省エネルギーへの心掛けや、自動車の運転に当たってのエコドライブの実践など、日常においてできること、そして足元からの取組を促進しながらも、環境負荷を低減するための技術革新の状況などについても積極的に情報収集し、新たな時代の白岡市の環境がより良きものとなるよう努力することを要望します。

資料3 白岡市環境審議会名簿

区 分	氏 名	団 体 名 等	備 考
(第1号委員) 学識経験者 (2名)	三宅 敏郎	日産化学株式会社 生物科学研究所所長	会長
	齋藤 俊治	環境行政経験者	
(第2号委員) 関係団体の長 が推薦した者 (6名)	久保木 孝夫	白岡緑と土の会	副会長
	渡邊 昇子	白岡市薬剤師会	
	廣瀬 秀男	白岡市行政区長会	
	弓木 裕一	白岡市商工会	
	浅野 悦子	白岡市ボランティア連絡会	
	川岡 直美※	白岡市PTA連絡協議会	
(第3号委員) 公募に応じた者 (2名)	青木 伸行		
	福田 慎太郎		

任期：令和元年7月3日から令和3年7月2日まで

(※：令和2年7月3日から令和3年7月2日まで)

資料4 白岡市環境基本計画見直し庁内検討委員会名簿

氏 名	所属課	関係する係・担当	関係する事務	備 考
大橋 寛枝	環境課	—	—	委員長
鬼久保 晃一	環境課	—	—	副委員長
長島 雅治	企画政策課	政策調整担当	まちづくりの推進	
小林 裕太	安心安全課	防災担当	災害対応	
伍井 優	財政課	管財担当	公用車、庁舎等の維持管理	
中野 立士	地域振興課	市民協働担当	住民協働、NPO、ボランティア	
新井 和久	農政課	農政担当	農業振興、特産農産品	
山本 久美子	子育て支援課	子育て支援担当	児童・親子向けの環境学習	
早津 敦	高齢介護課	地域支援担当	高齢化社会対策	
宮内 康宏	街づくり課	公園担当	公園、緑地	
岡安 哲明	道路課	管理担当	道路橋りょう、河川、水路	
大山 武士	新土地利用推進課	事業推進担当	土地利用の推進	
岡野 留美子	建築課	建築担当	建築、開発	
森谷 義雄	下水道課	管理担当	公共下水道、市街地排水路、合併処理浄化槽	
長島 紀彦	教育総務課	施設管理担当	学校施設の維持管理	
石島 隆志	教育指導課	指導担当	児童・生徒の環境学習	
齋藤 三彦	学び支援課	学習支援担当	生涯学習	

資料5 白岡市環境基本計画見直し庁内検討委員会設置規程

白岡市環境基本計画見直し庁内検討委員会設置規程

平成 27 年 7 月 31 日

訓令第 9 号

改正 平成 30 年 3 月 26 日訓令第 7 号

平成 31 年 3 月 29 日訓令第 4 号

令和 2 年 6 月 5 日訓令第 6 号

白岡市長 小 島 卓

(設置)

第 1 条 白岡市環境基本条例（平成 22 年白岡町条例第 12 号）第 8 条に規定する環境基本計画の見直しに当たり、庁内における協力、統合等を図り、環境基本計画の見直しに反映させるため、白岡市環境基本計画見直し庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画の見直しに係る調査、研究等に関すること。
- (2) その他環境基本計画の見直しに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市民生活部環境課（以下「環境課」という。）課長の職にある者を、副委員長は、環境課課長補佐又は環境課主幹の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、環境課において処理する。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 5 日訓令第 6 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

（平 31 訓令 4・令 2 訓令 6・一部改正）

総合政策部企画政策課政策調整担当 同部安心安全課防災担当 同部財政課管財担当 市民生活部地域振興課市民協働担当 同部農政課農政担当 健康福祉部子育て支援課子育て支援担当 同部高齢介護課地域支援担当 都市整備部街づくり課公園担当 新土地利用推進課事業推進担当 同部道路課管理担当 同部建築課建築担当 上下水道部下水道課管理担当 学校教育部教育総務課施設管理担当 同部教育指導課指導担当指導主事 生涯学習部学び支援課学習支援担当

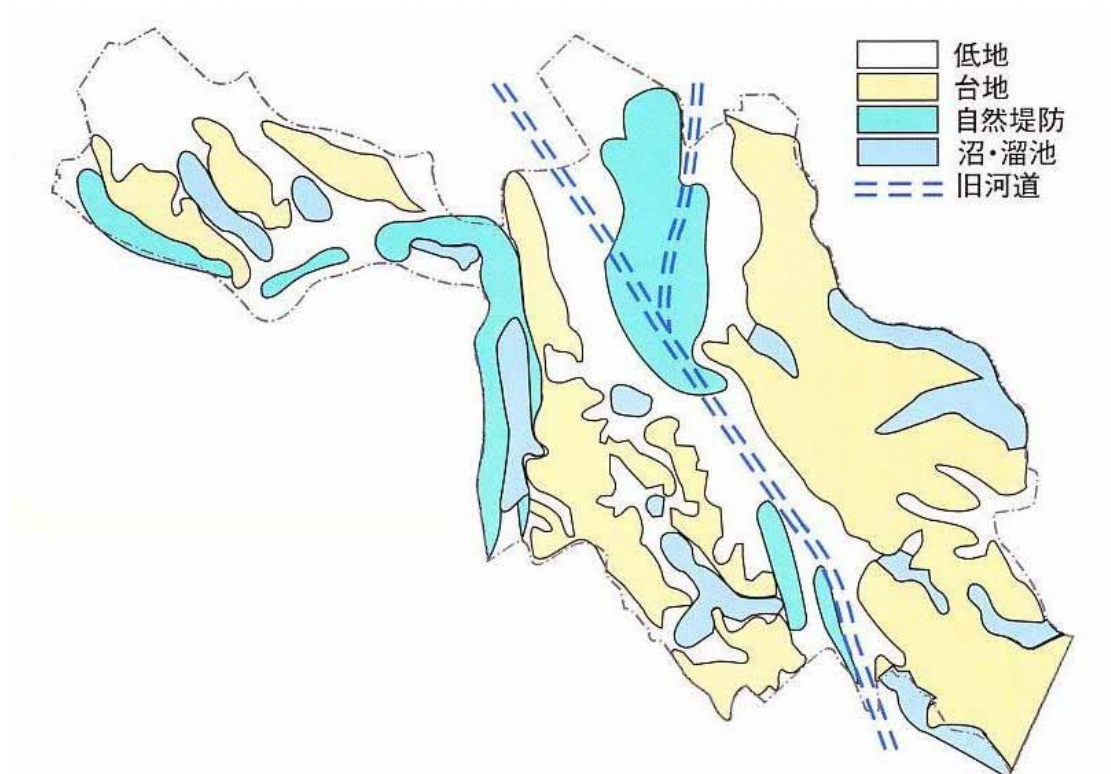
資料6 白岡市の環境の現況

1. 自然環境

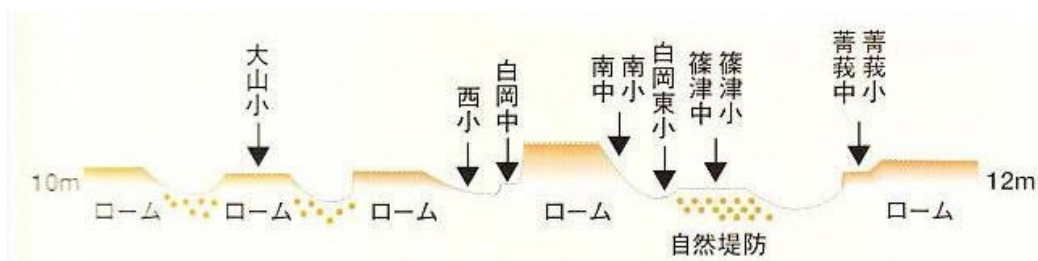
(1) 地形・地質

白岡市の地形は、台地と低地が入り組んだ複雑な地形をなしており、台地と低地の区分は、10m の等高線とほぼ一致しています。台地は箱根火山噴火時の降灰が堆積した赤土（関東ローム層）が表土を覆い、その下部には砂と礫を含んだ層がみられます。

低地は、利根川や支流の氾濫などによって土砂が運ばれ、堆積してできた沖積地です。



■地形断面図



資料：白岡市教育委員会

■地形断面図

(2) 水象

市内の河川は、国の一級河川に指定されている野通川、元荒川、星川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川の7河川があります

用水は、見沼代用水やその支流の黒沼用水・笠原沼用水が市の中央部及び東部を流れ、水田耕作の水源となっています。

市の西側にある柴山沼は、川越市の伊佐沼に次ぐ県内第2位の面積を誇る自然沼であり、年間を通して多くの人が訪れています。



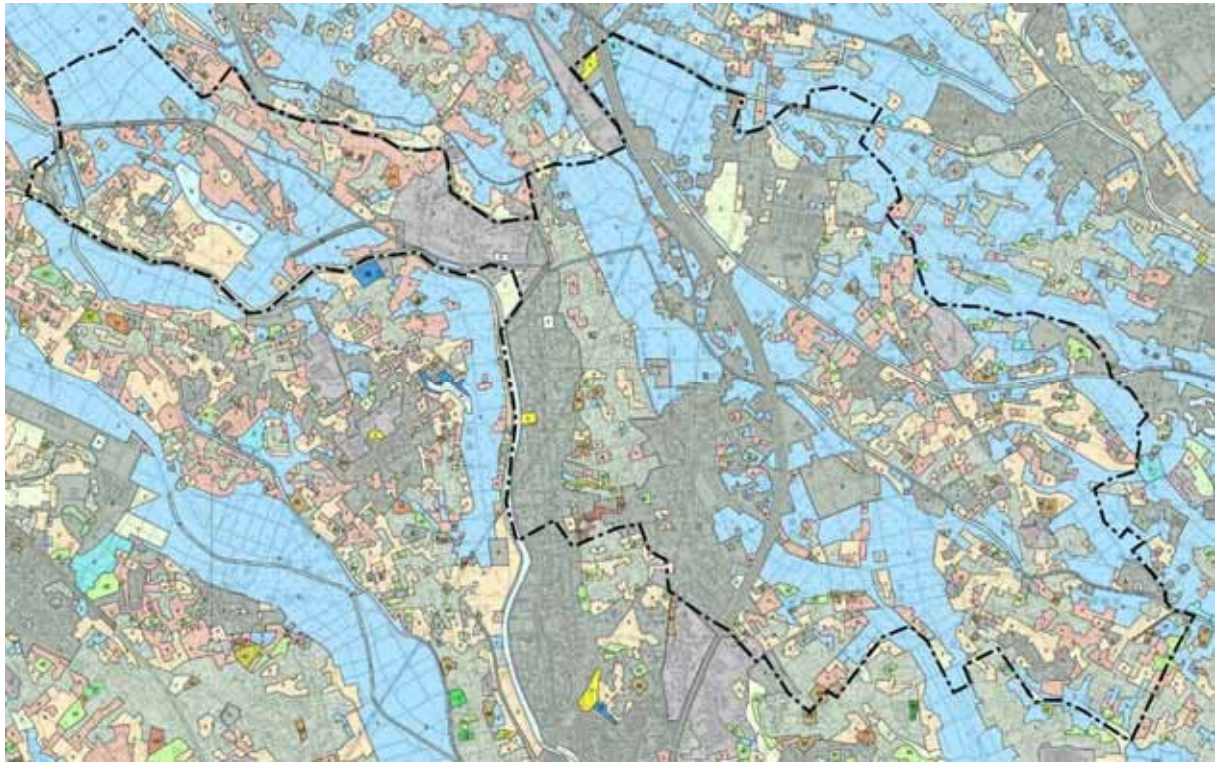
資料：白岡市 HP

■河川図

(3) 植生

白岡市の植生は、低地部では水田雑草群落、台地部では果樹園、畑雑草群落が大部分を占めており、農地に伴う植生が緑の主体をなしています。

また、台地部の所々にクヌギ-コナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林などの樹林地が点在し、本市の旧来の自然や景観をとどめる貴重な場となっていますが、近年では開発に伴い、減少の傾向にあります。



植生図 凡例

20 シラカシ屋敷林	74 マダケ・ハチク林	b 水田雑草群落
45 クヌギ-コナラ群落	h ゴルフ場・芝地	k 市街地
47 アカシデ-イヌシデ群落 (V11)	f 路傍・空地雑草群落	i 緑の多い住宅地
102 アカマツ群落 (V11)	e 果樹園	L 工場地帯
66 スギ・ヒノキ・サワラ植林	a 畑雑草群落	w 開放水域

資料：第6回・第7回自然環境保全基礎調査（環境省、平成12年度作成）

■現存植生図

(4) 動物

白岡市には、かつては樹林地、草地、農地などに生息する多様な動物がみられましたが、開発の進展とともに自然環境に依存の強い動物類は減少し、現在では都市部に適応した鳥類や樹林等に支えられる昆虫類などにより動物相が形成されています。近年では水質の改善などにより、ウナギ、ナマズなどの魚類のほか、トンボなどの昆虫が徐々に回復しつつあります。

一方で、住宅地におけるスズメバチの営巣や、県内でのセアカゴケグモ、クビアカツヤカミキリの発見、アライグマやハクビシンによる農作物被害、温暖化や外来種など、生き物に係る問題が顕著になってきています。

「白岡町史資料 7 自然（昭和 62 年）」や、地元周辺の専門家によるヒアリングなどによると、白岡市に生息する動物類の概況は次のとおりです。

①ほ乳類

アナグマ、テンなどは、大正、昭和初期以降みられなくなりました。

イタチは減少しましたが、まれにみられます。

近年では、キツネやげっ歯類（アカネズミ、ハタネズミ、カヤネズミなど）の目撃情報がありました。

②鳥類

かつては、山林や草地、水辺に生息する多様な鳥類がみられました。近年では、キジ、カワセミはたまにみられますが、ウズラ、トビなどは、ほとんどみられなくなりました。

よくみられる鳥類としては、キジバト、カラス、オナガ、ヒヨドリ、ムクドリなど、住宅街でもみられるもの、また、田畑に多いツグミ、カルガモ、チュウサギなどとなっています。

③は虫類

ヘビ類、カナヘビ・トカゲは減少しましたが、農村部では確認できます。スッポンはすっかりみられなくなりました。また、外来種ではミシシippアカミミガメなどがみられます。

④両生類

かつてみられたイモリは、戦後急速に減少し、全くみられなくなりました。アカガエルもみられなくなりましたが、アマガエルは減少したものの水田等でみられるほか、トウキョウダルマガエル、ヌマガエル、ヤモリもみられます。

⑤魚類

ドジョウは、戦後急速に減少しましたが徐々に戻りつつあります。ウナギ、ナマズは減少傾向にありますが、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、モツゴは確認できます。

一方では、ブラックバス、ブルーギル、カダヤシなどの外来種が増えてきています。

⑥昆虫

タガメ、ゲンゴロウなど、水田等に棲む水生昆虫類は昭和 40 年代にみられなくなりました。

トンボ類も昭和 40 年代に激減しましたが、ヤブヤンマ、ナツアカネなどは近年復活し、イトトンボ、シオカラトンボなども再び姿をみせはじめました。

バッタ・コオロギ類は、草原が減った分だけ減少しスズムシ、マツムシ、ウマオイ、クツワムシなどは、ほとんどみられなくなりました。セミ類は、樹木・果樹の多いところでみられます。甲虫類は、開発で自然が減った分だけ減少していますが、タマムシ、クワガタムシ、カブトムシなどもみられます。

(5) 貴重な自然

① ふるさとの森

埼玉県では「ふるさと埼玉の緑を守る条例」に基づき、埼玉らしさを感じさせるまとまった樹林地などを「ふるさとの緑の景観地」や「ふるさとの森」として知事が指定し、その保全に努めています。

市内においても、「ふるさとの森」として4箇所が指定されていましたが、そのいずれもが県の指定期限満了を迎え、引き続き白岡市が「ふるさとの森」として指定しました。

現在、市内には3箇所の「ふるさとの森」が指定され、住民から親しまれています。

市内に残される樹林地の多くは、屋敷林や社寺林となっていますが、「彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森（ひこべえの森）」は、市内にわずかに残された雑木林のひとつであり、コナラ、クヌギ、イヌシデ、エゴノキなどの落葉樹と、シラカシ、ヒサカキ、シロダモなどの常緑樹がみられます。また、埼玉県レッドデータブック 2011 植物編における準絶滅危惧種のシュンランも自生しています。

「彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森（ひこべえの森）」は、平成 22(2010)年度の埼玉県の「まちのエコ・オアシス保全推進事業」により、森の一部を土地所有者の御協力により公有地化し次世代に継承していくことになりました。現在、市民ボランティアが中心となり保全・管理されています。

■白岡市の「ふるさとの森」指定状況

No.	名 称	所在地	面 積	指定期間
1	彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森	彦兵衛	1.21ha	平成 9 年 3 月 31 日～令和 4 年 3 月 31 日
2	白岡東地区ふるさとの森	白岡	0.54ha	昭和 56 年 4 月 4 日～令和 3 年 3 月 31 日
3	八幡神社社叢ふるさとの森	白岡	0.51ha	〃

資料：環境課



■彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森（ひこべえの森）

②保存樹木・保存樹林

白岡市では緑豊かな住みよい自然環境づくりを目指し、市内に残る健全で美観にすぐれ、市民に親しまれている樹木並びに樹林を保存樹木・保存樹林に指定し、その維持管理に対して奨励金を交付しています。

現在、9箇所の保存樹林、10本の保存樹木が指定されていますが、様々な事情で伐採されるなどして、指定解除される保存樹木も多く、一層の保全施策が求められます。

■保存樹林指定状況

No.	指定番号	所在地	所有形態	面積 (㎡)	指定年月日
1	1	白岡	社寺	3,066	昭和 61 年 5 月 15 日
2	2	白岡	個人	5,089	〃
3	8	白岡	個人	1,044	〃
4	9	白岡	個人	797	〃
5	10	白岡	個人	4,403	〃
6	15	篠津	社寺	736	〃
7	16	小久喜	社寺	2,207	平成 2 年 7 月 26 日
8	19	白岡	個人	1,785	平成 16 年 4 月 1 日
9	20	白岡	個人	1,261	平成 18 年 4 月 1 日

資料：環境課

■保存樹木指定状況

No.	指定番号	所在地	所有形態	樹種	幹周り (m)	樹高 (m)	指定年月日
1	9	篠津	社寺	イチョウ	2.40	20	昭和 61 年 5 月 15 日
2	10	篠津	社寺	イチョウ	2.15	20	〃
3	12	篠津	社寺	ケヤキ	2.15	20	〃
4	14	篠津	社寺	シイ	2.40	18	〃
5	24	白岡	個人	イチョウ	1.80	16	〃
6	28	白岡	個人	カキ	1.60	15	〃
7	37	篠津	個人	ケヤキ	2.90	16	〃
8	38	小久喜	寺社	イチョウ	2.22	20	平成 31 年 2 月 1 日
9	39	小久喜	寺社	イチョウ	2.52	20	〃
10	40	小久喜	寺社	スギ	2.08	20	〃

資料：環境課



■保存樹林（篠津地内）

③ひこべえの森生き物調査

ひこべえの森では、市民やボランティアによる生き物調査を実施しています。令和2年度の調査では、以下のような動植物が確認されています。



出典：地理院タイル（ベースマップ標準）に対象範囲を追記して掲載

■ひこべえの森位置図

1) 動物編

① ニホンアマガエル <i>Hyla japonica</i> 無尾目アマガエル科		
指定状況	指定なし	
分 布	北海道・本州・四国・九州・佐渡島・大隅諸島等	
生息環境	海岸付近から市街地の植え込みや公園、草原から高山帯付近まで生息している。	
生 態 特 徴	背中には黒い斑紋が出ることもあるが、なめらかで突起物はほとんどない。緑色や灰褐色の体色をしていることが多いが、周囲の環境によって灰色から緑色へ、あるいはその逆へと体色を変えることができる。雄はのどを大きく膨らませて鳴く。産卵には、水田、沼や湿地、雨後の水たまりなどの止水が利用される。	

出典：「決定版日本の両生爬虫類」（H24年、平凡社）
「野外観察のための日本産両生類図鑑」（H30年、緑書房）

②ニホンカナヘビ <i>Takydromus tachydromoides</i> 有鱗目カナヘビ科		
指定状況	埼玉県レッドデータブック動物編 2018 ：RT（地帯別危惧）	
分 布	北海道・本州・四国・九州と周辺の島等	
生息環境	平地から低山地のやぶや草地、庭先などに生息している。	
県内分布	台地・丘陵帯を中心に、低山帯から低地帯まで広く分布しているが、緑地面積の減少による生息適地の減少、道路等造成に伴う生息地の分断などによって、個体数の減少がみられる地域がある。都市化の進行している県南部、開発が盛んな県東部ではこの傾向が顕著である。	
生 態 特 徴	全長の 2/3 を占める長い尾と、かさついた感じのうろこが特徴。褐色の黄色で、腹面は灰色から黄色みを帯びた白色。側面には細い白癬と太い黒褐色線が走る。繁殖期は 3-9 月。交尾は春先から始まり、雄は交尾の途中に雌の腹部を噛むため、交尾後の雌には V 字型の噛みあとが多数みられる。夜は草の上や落ち葉の下で休む。	

出典：「決定版日本の両生爬虫類」（H24 年、平凡社）
「野外観察のための日本産爬虫類図鑑」（H30 年、緑書房）

② ショウリョウバッタ <i>Acrida tuurrita</i> 直翅目バッタ科		
指定状況	指定なし	
分 布	本州・四国・九州・沖縄	
生息環境	明るい草地に生息している。	
生 態	雌雄で著しく大きさが違い、雌に比べ雄は小さく細長い。	
特 徴	体色は全体緑色または灰褐色。個体により白線や白点を装うことがある。飛ぶときにキチキチと音を立てる。	

出典：「原色昆虫大図鑑Ⅲ」（昭和 63 年、北隆館）

④キアゲハ <i>Papilio machaon</i> チョウ目アゲハチョウ科		
指定状況	指定なし	
分 布	北海道・本州・四国・九州	
生息環境	日当たりのよい草地に生息している。	
生 態 特 徴	通常は年 2 回、暖地では年 3-4 回の発生。山頂の草地に好んで集まり、占有する習性が強い。食草はセリ科植物であるが、キハダ、ミカン類などのミカン科植物を野外で食う場合もある。	

出典：「原色昆虫大図鑑Ⅰ」（昭和 56 年、北隆館）
「フィールドガイド 日本のチョウ」（令和元年、誠文堂新光社）

⑤ナガサキアゲハ <i>Papilio Memnon</i> チョウ目アゲハチョウ科		
指定状況	指定なし	
分 布	本州（関東以西）・四国・九州・沖縄	
生息環境	人家の周辺に多く生息している。	
生 態 特 徴	年 3 回、4 月下旬より姿を見せる。九州南部では 3-5 回の発生。緩やかに飛び、雄は地面で吸水することがある。食草はミカン類であり、ときに、カラタチ・ヒラミレモンに幼虫が見られることもある。	

出典：「原色日本蝶類図鑑」（昭和 51 年、保育社）

「フィールドガイド 日本のチョウ」（令和元年、誠文堂新光社）

⑥カブトムシ <i>Allomyrina dichotoma</i> 鞘翅目コガネムシ科		
指定状況	指定なし	
分 布	本州・四国・九州・沖縄	
生息環境	クヌギなどの木に生息している。	
生 態 特 徴	雄には頭部と前胸背の角状突起があるが雌にはなく、上翅は鮫膚状で軟毛がやや密に生えている。クヌギなどの樹液に集まり、灯火にも飛んで来る。幼虫は朽木、おがくず、堆肥の中などにいる。	

出典：「原色昆虫大図鑑Ⅱ」（昭和 59 年、北隆館）

⑦キジ <i>Phasianus colchicus</i> キジ目キジ科		
指定状況	指定なし	
分 布	本州・四国・九州・種子島・伊豆諸島	
生息環境	平地から山地の明るい林、林縁、草原、農耕地などに生息している。	
生 態 特 徴	雄は赤い顔と緑の胸が目立ち長めの尾をした日本の国鳥。雄は赤い顔を膨らませて求愛する。巣は地面を浅く掘り凹ませてつくられた簡単なもので、産卵期は 4-7 月。主に地上を歩いて餌をとり、草の葉や実、昆虫やクモなどを食べる。夜のねぐらは樹上にとる。	

出典：「山溪カラー名鑑日本の野鳥」（昭和 60 年、山と溪谷社）

「日本の鳥 550 山野の鳥」（平成 26 年、文一総合出版）

⑧コゲラ <i>Dendrocopos kizuki</i> キツツキ目キツツキ科		
指定状況	指定なし	
分 布	北海道・本州・四国・九州・南西諸島・伊豆諸島	
生息環境	平地から山地の林に生息している。	
生 態 特 徴	黒と白の模様をした小さなキツツキ類。林の中の枯れ木や、枯れかかった木にくちばしで穴を掘って巣とし、5-7個の卵を産んで、つがいが共同で抱卵、育雛をする。主に昆虫類を餌とし、秋冬でも樹皮の下から虫を探して食べる。秋冬には単独またはシジュウカラ類の群れやメジロなどとともに行動すること多いが、自分の縄張りからはあまり出ない。	

出典：「山溪カラー名鑑日本の野鳥」（昭和 60 年、山と溪谷社）

「日本の鳥 550 山野の鳥」（平成 26 年、文一総合出版）

2) 植物編

①ヒメコウゾ <i>Broussonetia monoica</i> クワ科カジノキ属		
指定状況	指定なし	
分 布	本州（岩手県以南）・四国・九州（奄美大島まで）	
生息環境	低山地の林縁/落葉低木	
花 期	4-5 月	
特 徴	葉身は薄くゆがんだ卵形で、長さ 4-10cm、幅 2-5cm。ときに、2-3 片に深く裂け、先は尾状に長くとがる。縁に先のやや鋭い鋸歯が多数あり、表面は短毛が散生、裏面には脈状にあら毛がある。雌雄同株であり、若枝の葉腋ごとに 1 個の花序を伸ばす。新枝上部の葉腋に雌花序、下部に雄花序がつく。雌花の花被は袋状で、花柱は赤色で長さ 5mm、下部にごく短い突起がある。子房は下部が狭くなり、ごく短い柄がある。果実が熟すと花被は肥大して液質となり、赤色。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

②サンショウ <i>Zanthoxylum piperitum</i> ミカン科サンショウ属		
指定状況	指定なし	
分 布	北海道・本州・四国・九州	
生息環境	低山地の林内/落葉低木	
花 期	4-5 月	
特 徴	葉の基部近くの枝に長さ 3-10mm ほどのとげがある。葉は互生し、長さ 5-18cm、9-19 枚の小葉からなる。小葉は卵形または卵状楕円形で、長さ 1-5cm、幅 0.5-2cm、先は短く浅く 2 裂し、基部は鈍形または円形である。縁にあらい鈍鋸歯があり、表面は主脈がへこんで毛があり、裏面は無毛で油点が散生する。花柄は長さ 1-2mm。花被片は 7-8 個、狭披針形で先がとがり、長さ約 2mm。果実は 1-3 個の分果に分かれ、分果は楕円状球形で長さ約 5mm、赤色でしわがある。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

③コナラ <i>Quercus serrata</i> ブナ科コナラ属		
指定状況	指定なし	 
分 布	北海道・本州・四国・九州の温帯下部から暖帯	
生息環境	向陽の山野/落葉高木	
花 期	4-5 月	
特 徴	幹は高さ 15m、径 60cm に達する。樹皮は灰白色で縦に不規則な割れ目がはいる。葉身は長楕円形、先は鋭尖形または鋭形となり、縁には鋭頭又はやや丸みを帯びた鋸歯がある。葉の表面は緑色で、はじめは絹毛があるが次第に落ちて無毛となり、光沢がでる。葉の裏面は小さな星状毛と絹毛があって灰白色。関東・中部・近畿地方の暖帯では、二次林の優占種の一つとなっている。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

④クヌギ <i>Quercus acutissima</i> ブナ科コナラ属		
指定状況	指定なし	
分 布	本州（岩手県・山形県以南）・四国・九州・沖縄	
生息環境	山地、丘陵地/落葉高木	
花 期	4-5 月	
特 徴	幹は高さ 15m、径 60cm に達する。樹皮は灰褐色で不規則に割れる。葉は長楕円状披針形で互生し、先は尖鋭形。葉の表面は初め軟毛があるが、しだいに無毛となる。葉の裏面は黄褐色の脱落性軟毛を密生するが、のちに中脈や側脈の毛を散生するのみで淡い緑色となる。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑤ゴンズイ <i>Euscaphis japonica</i> ミツバウツギ科ゴンズイ属		
指定状況	指定なし	
分 布	本州（茨城県及び富山県以西）・四国・九州・沖縄	
生息環境	暖帯の二次林または林縁/落葉小高木	
花 期	5-6 月	
特 徴	高さ 3-6m、とき 10m になる。葉は対生し、奇数羽状複葉で長さ 10-30cm、幅 6-12cm。柄は長さ 3-10cm で中軸ともに毛がない。小葉柄は、側小葉では長さ 1-12mm、頂小葉では 2-3cm とより長く短毛がある。時に頂小葉を欠く。小葉は狭卵形、かたくて表面に光沢があり、長さ 5-9cm、幅 2-5cm 鋭頭尖頭。黄白色の花が咲く。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑥ウド <i>Aralia cordata</i> ウコギ科タラノキ属		
指定状況	指定なし	
分 布	南千島・北海道・本州・四国・九州	
生息環境	山野/大形の多年草	
花 期	8-9 月	
特 徴	茎は太く、短毛があり、高さ 1-1.5m になる。葉は互生し、広くて大きい 2 回羽状複葉、広三角形でほぼ水平に広がる。葉柄の基部に小托葉がある。小葉は柄がないか短い柄があり、卵形～長楕円形、長さ 3-30cm、幅 3-20cm、先は鋭尖形、縁に細鋸歯があり、両面に短毛がある。散形花序が複総状に集まり大きな花序となる。花柄には褐色の綿毛が密生する。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑦ヘクソカズラ <i>Paederia foetida</i> アカネ科ヘクソカズラ属		
指定状況	指定なし	
分 布	日本全土	
生息環境	日当たりの良いやぶや草地/つる草	
花 期	8-9 月	
特 徴	茎は左巻きに他物に絡まり、基部は木質化し、葉とともに多少の毛がある。葉は対生し、葉柄は長さ 0.5-5cm。葉身は披針形から広卵形、鋭頭または鋭尖頭、基部はやや心形で、長さ 4-10cm、幅 1-7cm。葉腋に 2 出集散花序を作り、数個から数十個の花をつける。花柄は短毛が密生または散生し、長さ 1-5mm。果実は球形で黄色に熟し、直径約 5mm。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑧コバギボウシ <i>Hosta sieboldii</i> クサスギカズラ科ギボウシ属		
指定状況	指定なし	
分 布	南千島・北海道・本州・四国・九州	
生息環境	日当たりのよい湿地/多年草	
花 期	7-8 月	
特 徴	根茎は短く、横に這う。葉は斜めに立ち葉身は披針形、長さ 10-20cm、幅 5-8cm、光沢がなく脈は上面でへこみ、基部は急に狭まって柄に流れる。花被は 5-6cm、淡紫色、内側の脈は濃紫色。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑨ヤブヘビイチゴ <i>Potentilla indica</i> バラ科キジムシロ属		
指定状況	指定なし	
分 布	北海道・本州・四国・九州	
生息環境	草地、茂み、林縁の日陰/多年草	
花 期	4-6 月（しばしば秋にも咲く）	
特 徴	すべての形態がヘビイチゴに似るが、全体的に大型である。匍匐枝の数はほぼ同じだがより長く、節部は秋に肥厚しない。葉は緑色から深緑色でやや厚い。頂小葉は菱状長楕円形で鋭頭、単鋸歯を付けるが、非常にまれに 2 重鋸歯になり、長さ 3-4.5cm、幅 2-3cm。葉柄はしばしば基部で帯紅紫色を呈する。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

2.生活環境

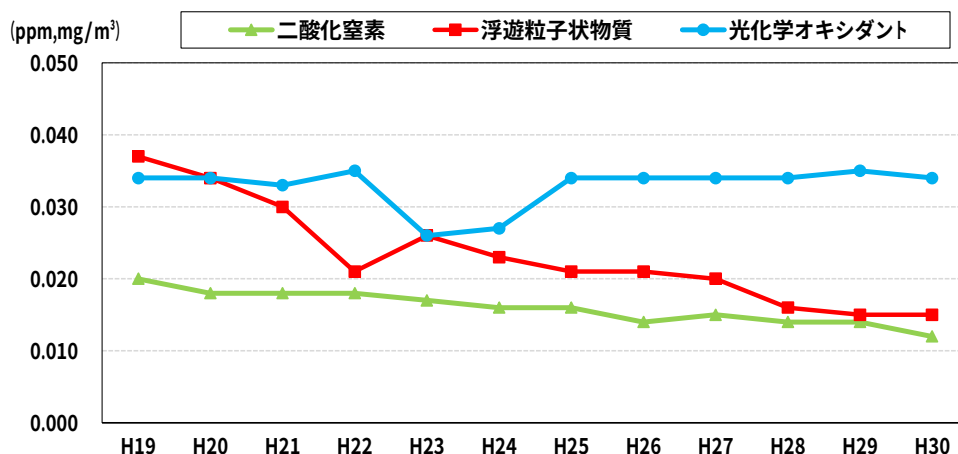
(1) 大気

県では、56箇所的一般環境大気測定局を設置し、大気汚染の測定を行っています。

白岡市に隣接する久喜市（久喜南中学校）の平成19(2007)年度以降の測定結果をみると、年平均値では、二酸化窒素と浮遊粒子状物質は低下する傾向にあり、光化学オキシダントでは横ばいの傾向となっています。環境基準の達成状況をみると、二酸化窒素と浮遊粒子状物質においては継続して達成しています。また、平成26(2014)年度から測定が始まった微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果を見ると、年平均値は減少傾向にあり、環境基準も平成27(2015)年度以降達成しています。一方、光化学オキシダントは毎年非達成の状況が続いています。

光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因となる物質であり、その削減は全県的な課題となっています。

■大気汚染物質濃度の推移



資料：環境課 埼玉県環境白書

■大気汚染物質濃度の推移

測定年度	二酸化窒素			光化学オキシダント			浮遊粒子状物質			微小粒子状物質 (PM2.5)		
	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否	昼間1時間値の年平均値	昼間1時間値の最高値	環境基準の適否	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準の適否	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否
	(ppm)	(ppm)	適：○ 否：×	(ppm)	(ppm)	適：○ 否：×	(mg/m³)	(mg/m³)	適：○ 否：×	(μg/m³)	(μg/m³)	適：○ 否：×
H19	0.020	0.039	○	0.034	0.172	×	0.037	0.076	○	—	—	—
H20	0.018	0.034	○	0.034	0.173	×	0.034	0.071	○	—	—	—
H21	0.018	0.037	○	0.033	0.159	×	0.030	0.065	○	—	—	—
H22	0.018	0.037	○	0.035	0.181	×	0.021	0.052	○	—	—	—
H23	0.017	0.035	○	0.026	0.122	×	0.026	0.053	○	—	—	—
H24	0.016	0.033	○	0.027	0.158	×	0.023	0.049	○	—	—	—
H25	0.016	0.035	○	0.034	0.153	×	0.021	0.055	○	(15.3)	(48.8)	—
H26	0.014	0.03	○	0.034	0.156	×	0.021	0.049	○	15.1	36.9	×
H27	0.015	0.033	○	0.034	0.163	×	0.020	0.047	○	14	32.4	○
H28	0.014	0.033	○	0.034	0.12	×	0.016	0.04	○	12.8	32	○
H29	0.014	0.031	○	0.035	0.142	×	0.015	0.036	○	12.5	29.6	○
H30	0.012	0.03	○	0.034	0.132	×	0.015	0.037	○	12.6	28.7	○

資料：環境課 埼玉県環境白書

(2) 水質

白岡市では、6 河川において夏季・冬季の年 2 回の水質分析を行っています。

代表的な水質指標である BOD（生物化学的酸素要求量）の状況をみると、各河川とも夏季においては環境基準値（C 類型：5mg/L）を達成しており、概ね良好な状況にあるといえます。

冬季においては平成 28(2016)年度の姫宮落川、平成 30(2018)年度の隼人堀川で環境基準を超過しているものの、そのほかの河川では近年は環境基準以下の値となっており、水質が改善されている状況にあります。

水質悪化の要因としては、冬季の河川流量の減少に伴う一般家庭からの生活排水等の汚濁負荷の影響が推測され、生活排水対策のさらなる改善が必要と考えられます。

なお、白岡市では、市街化区域を中心とする中央部は公共下水道事業で、市西部地域では農業集落排水事業で下水道の整備を行い、家庭や工場等からの雑排水を処理しています。

公共下水道は、県の中川流域下水道の関連公共下水道事業により進められており、平成 3(1991)年 4 月に供用開始し、令和元(2019)年度末では、約 36,000 人が公共下水道を利用しています。

そして、農業集落排水事業は、平成 8(1996)年度から事業着手し、平成 12(2000)年 4 月に柴山地区で供用開始、平成 19(2007)年 1 月には大山地区の一部が供用開始しています。

■ BOD（生物化学的酸素要求量）濃度の経年変化

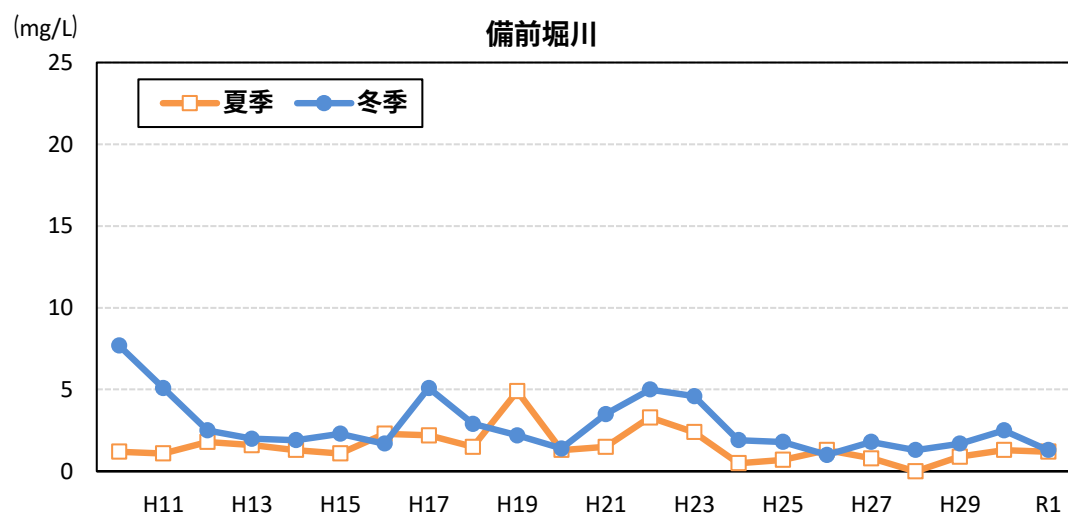
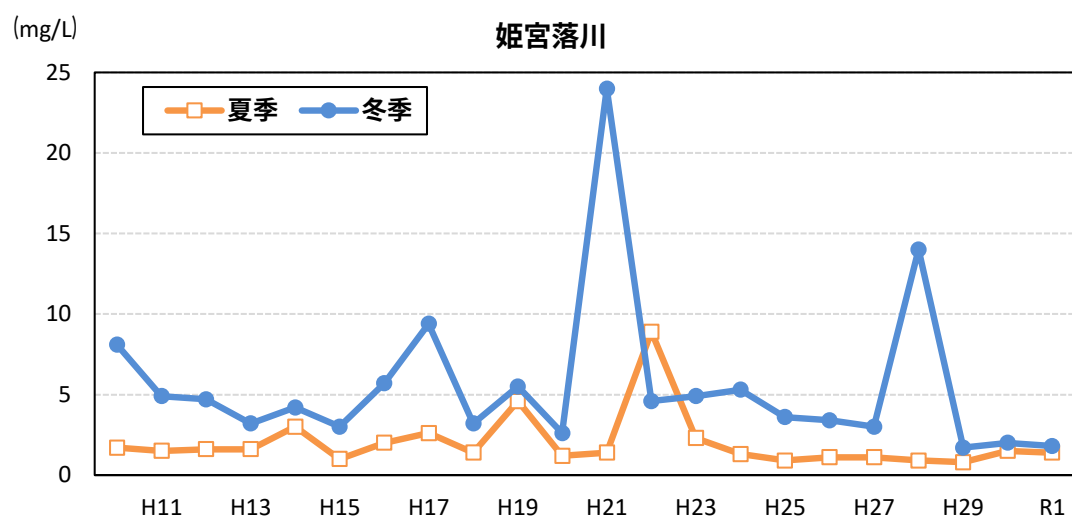
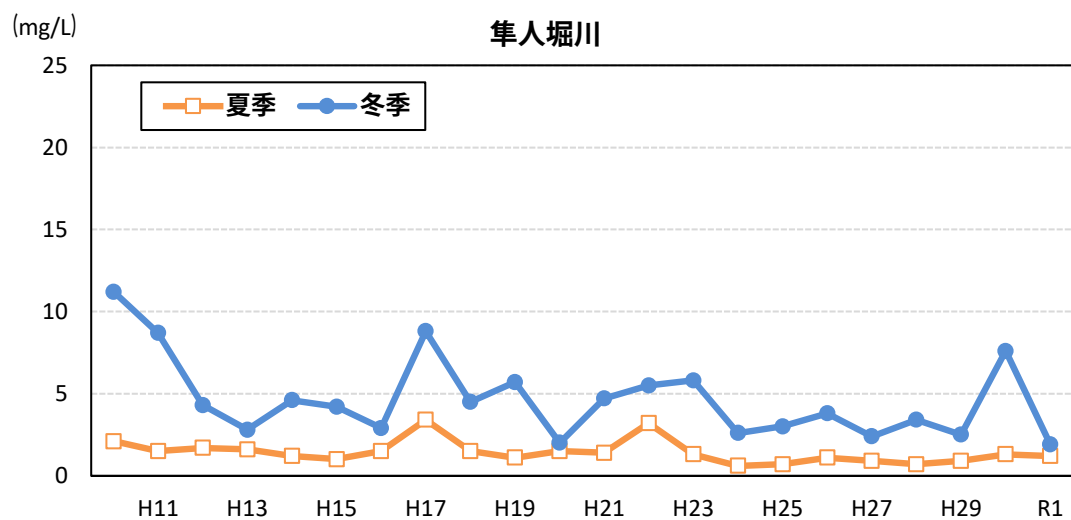
単位: (mg/L)

年度	隼人堀川		姫宮落川		備前堀川		星川		元荒川		三ヶ村落川		環境基準非達河川数
	葦荻学校橋		野田橋		六軒橋		道中橋		八幡橋		さつき橋		
	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	
H10	2.1	11.2	1.7	8.1	1.2	7.7	1	6.3	2.3	7.4	2.2	10.2	6
H11	1.5	8.7	1.5	4.9	1.1	5.1	1.1	4.8	1.5	5.5	3.1	8.7	4
H12	1.7	4.3	1.6	4.7	1.8	2.5	1.3	2.5	1.9	3.7	2.3	4.5	0
H13	1.6	2.8	1.6	3.2	1.6	2	1.6	1.3	1.5	2	2.6	3.6	0
H14	1.2	4.6	3	4.2	1.3	1.9	1	1.1	1.7	4.2	2.2	3.3	0
H15	1	4.2	1	3	1.1	2.3	1	1.3	1.5	1.7	1.7	3.4	0
H16	1.5	2.9	2	5.7	2.3	1.7	1.3	1.9	0.8	9.4	2.6	3.1	2
H17	3.4	8.8	2.6	9.4	2.2	5.1	1.8	8.4	2.1	6.4	3	11	6
H18	1.5	4.5	1.4	3.2	1.5	2.9	1.3	2.3	1.9	2.2	2.3	2.9	0
H19	1.1	5.7	4.6	5.5	4.9	2.2	1.7	0.7	1.4	1.5	1.7	5.5	3
H20	1.5	2	1.2	2.6	1.3	1.4	1	1.4	1.7	1.7	2	1.3	0
H21	1.4	4.7	1.4	24	1.5	3.5	0.7	4.2	1.4	7.8	1.2	7.3	3
H22	3.2	5.5	8.9	4.6	3.3	5	2.8	1.9	2.9	2.9	3.1	5.1	3
H23	1.3	5.8	2.3	4.9	2.4	4.6	1.2	5.1	2.2	8.1	1.3	5.6	4
H24	0.6	2.6	1.3	5.3	0.5	1.9	0.5	1.7	0.8	2.4	1	3.8	1
H25	0.7	3	0.9	3.6	0.7	1.8	0.6	1.3	1.6	6.8	2.6	1.7	1
H26	1.1	3.8	1.1	3.4	1.3	1	1.3	1.3	1.2	1.6	1.8	2.8	0
H27	0.9	2.4	1.1	3	0.8	1.8	0.9	1.8	0.9	2.5	1.9	2.1	0
H28	0.7	3.4	0.9	14	<0.5	1.3	0.5	1.1	1.1	3.1	0.9	2.4	1
H29	0.9	2.5	0.8	1.7	0.9	1.7	0.9	2.2	1	3.2	1.3	1.7	0
H30	1.3	7.6	1.5	2	1.3	2.5	<0.5	2.4	0.9	2.9	1.8	3.7	1
R1	1.2	1.9	1.4	1.8	1.2	1.3	1.4	1.1	1.2	3.1	1.2	1.8	0

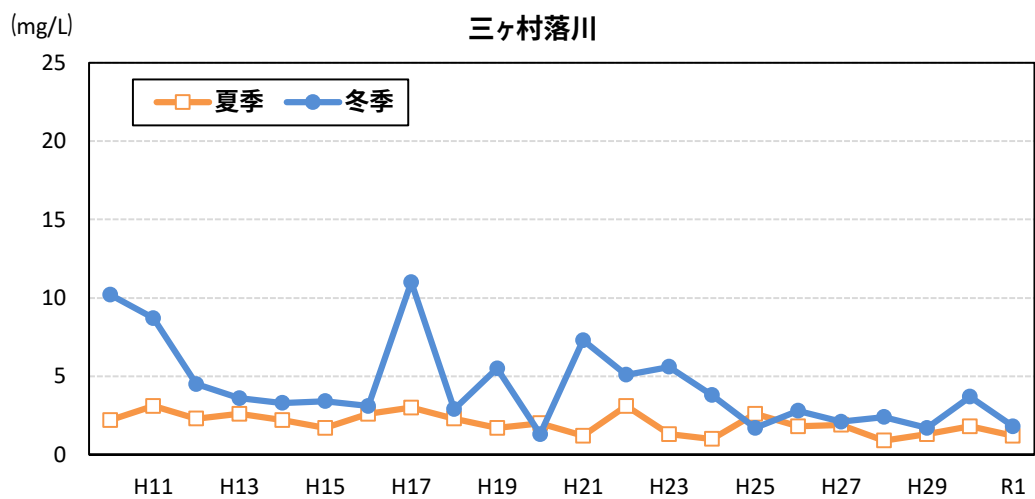
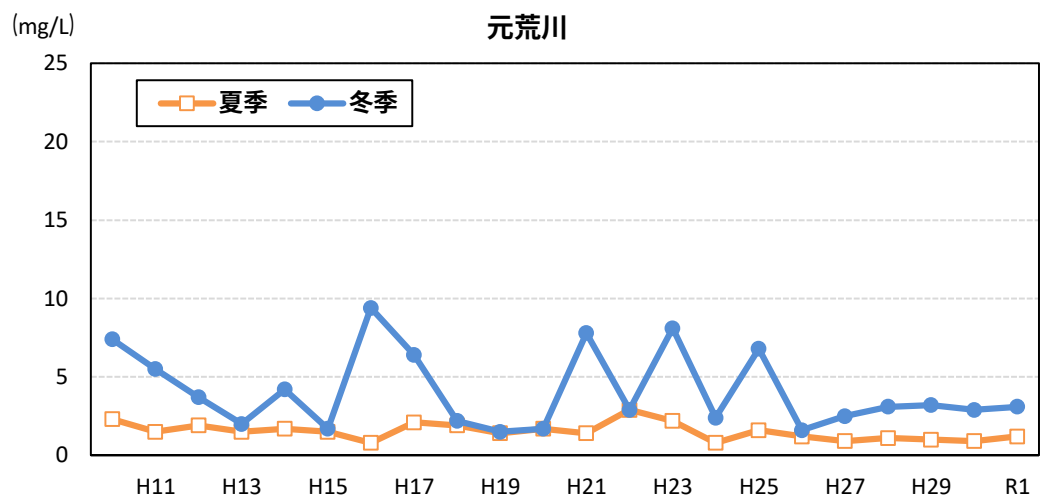
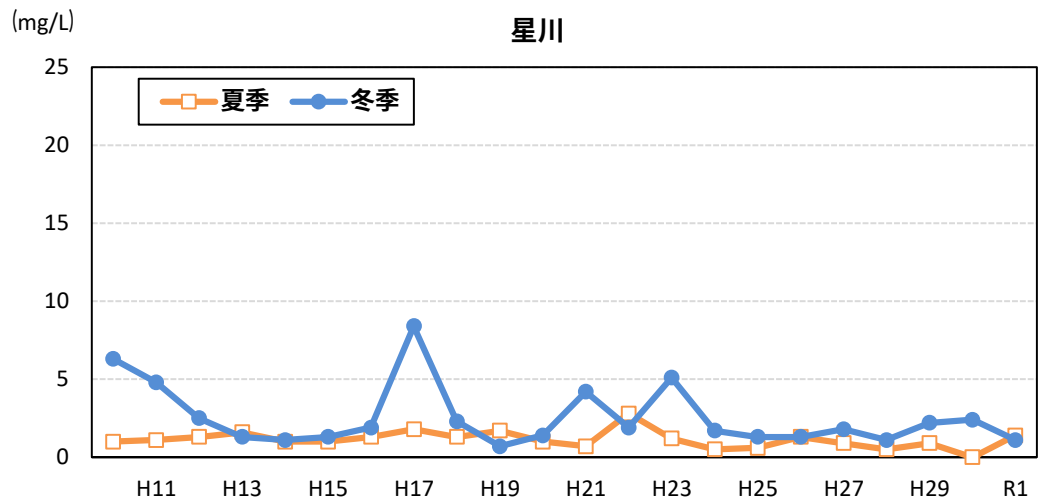
環境基準：C 類型（5mg/L）

※隼人堀川については、H26 までは大徳寺橋、H27 以降は葦荻学校橋で検査実施

資料：環境課



■ BOD（生物化学的酸素要求量）濃度の経年変化（1）



■ BOD（生物化学的酸素要求量）濃度の経年変化（2）

(3) 騒音・振動

騒音については、環境基本法に基づいて「騒音に係る環境基準」、「航空騒音に係る環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が定められ、また、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」により、交通騒音や事業所・建設作業等の騒音に対し、規制や対策が図られています。

白岡市では、県による東北新幹線の騒音・振動についての測定が行われており、平成 24(2012)年度以降、騒音・振動ともに環境基準が達成されています。

騒音・振動に関する事務について市制施行に伴い県から市に権限が移譲されており、平成 25(2013)年度から自動車交通騒音常時監視業務を実施しています。

測定結果をみると、一般国道 122 号の平成 26(2014)年度と令和元(2019)年度の昼間と夜間、主要地方道さいたま栗橋線の平成 27(2015)年度の昼間と夜間、主要地方道春日部菖蒲線の平成 29(2017)年度の夜間で、それぞれ環境基準未達成となっています。

■東北新幹線騒音・振動測定結果

年度	騒音 (dB)				振動 (dB)	
	環境基準	測定値			振動 指針値	測定値
		測定地点				測定地点
		25m	50m	100m		25m
H15	70	72	71	63	70	54
H16	70	70	71	63	70	55
H17	70	69	70	64	70	55
H18	70	69	71	63	70	54
H19	70	70	72	65	70	56
H20	70	69	71	64	70	57
H21	70	70	70	63	70	58
H22	70	70	71	62	70	57
H23	70	72	69	61	70	57
H24	70	70	68	60	70	58
H25	70	67	65	60	70	58
H26	70	67	67	61	70	61
H27	70	66	66	60	70	59
H28	70	65	66	60	70	58
H29	70	67	67		70	60
H30	70	68	66	59	70	60
R1	70	68	67	59	70	58

太字 環境基準又は振動指針値を超過

資料：埼玉県環境部

■交通騒音測定結果

調査 年度	調査路線	騒音測定結果 (dB)						面的評価結果	
		昼間			夜間			調査対 象戸数 (戸)	環境基 準達成 率(%)
		環境 基準	要請 限度	測定値	環境 基準	要請 限度	測定値		
H25	東北自動車道	70	75	69	65	70	65	275	94.9
H26	一般国道122号	70	75	72	65	70	69	5	60.0
	主要地方道さいたま菖蒲線	70	75	68	65	70	62	12	100.0
H27	主要地方道 さいたま栗橋線	70	75	73	65	70	71	436	78.9
	一般県道 白岡停車場南新宿線	70	75	64	65	70	58	336	100.0
H28	主要地方道 さいたま幸手線	70	75	69	65	70	65	149	94.6
	一般県道 蓮田杉戸線	70	75	66	65	70	62	8	100.0
H29	主要地方道 春日部菖蒲線	70	75	70	65	70	71	247	66.8
	主要地方道 上尾久喜線	70	75	68			65	11	100.0
H30	東北自動車道/蓮田白岡久喜線	70	75	68	65	70	65	276	99.3
	一般国道468号(圏央道)	70	75	60	65	70	59		
R1	一般国道122号	70	75	73	65	75	71	5	50.0
	主要地方道さいたま菖蒲線	70	75	68	65	75	62	22	100.0

※主要地方道上尾久喜線については、工業専用地域に該当するため、環境基準及び要請限度の適用はない

※一般国道468号(圏央道)では、区間延長が0.1kmと短く、道路調査、沿道調査の結果から、その道路に面する地域に住戸が存在しない

資料：環境課

(4) 公害苦情

令和元(2019)年度の苦情件数は、「騒音」が5件、「悪臭」が30件となっており、平成30(2018)年度の「騒音」が14件、「悪臭」が32件から減少し、特に、「騒音」については、過去10年間で平成24(2012)年度と並び最も少ない件数となっています。

しかし、「その他」の苦情件数は281件と過去10年間で最も多くなっており、内訳は、「害虫」と「不法投棄」が共に32%と高い割合となっています。

近年、害虫の苦情件数が増えているのは、近隣市から飛来したハエ問題が大きな要因となっています。

■ 公害苦情の発生状況

(単位：件)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27			H28			H29			H30			R1		
大気汚染	2	1	0	2	0	1			1			0			0			0		
水質汚濁	1	1	1	3	0	4			5			4			1			0		
土壌汚染	0	0	0	0	0	1			0			0			0			0		
騒音	9	6	5	9	11	54			138			17			14			5		
振動	2	2	1	1	5	3			0			1			0			0		
地盤沈下	0	0	0	0	0	0			0			0			0			0		
悪臭	35	26	29	33	41	69			45			42			32			30		
その他	148	116	182	185	251	害虫	-	217	害虫	71	228	害虫	43	203	害虫	72	278	害虫	90	281
						不法投棄	76		不法投棄	87		不法投棄	93		不法投棄	86		不法投棄	91	
						家電4品目	17		家電4品目	12		家電4品目	9		家電4品目	13		家電4品目	14	
						その他	124		その他	58		その他	58		その他	107		その他	86	
計	197	152	218	233	308	349			417			267			325			316		

※平成27年度以前の害虫の件数は「その他」に含まれている。

※その他のうち、「家電4品目」の項目ではエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣料乾燥機の不法投棄の苦情件数を示しており、「不法投棄」の項目では家電4品目以外の不法投棄（布団や家具など）の苦情件数を示している。

資料：環境課

3. 快適環境

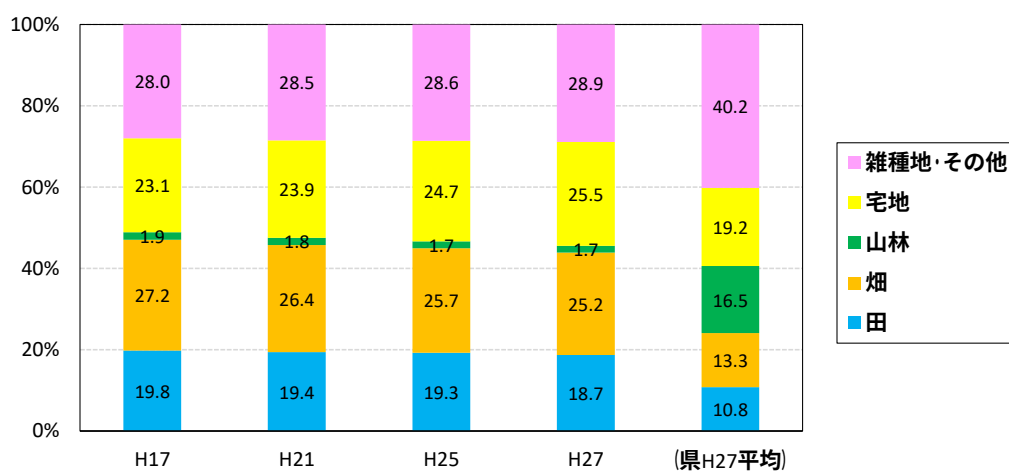
(1) 公園緑地

① 緑地

地目別土地利用をみると、市では田畑など農地の割合が多く、市の緑地環境を特徴付けています。

一方、山林はごく限られており、市にとって、主要な樹林地である屋敷林や社寺林は非常に貴重な緑地といえます。

農地は、のどかで緑豊かな田園風景を構成するほか、様々な生き物の生息を支える貴重な役割を担っていますが、年々減少し、耕作放棄地や宅地が増加する傾向となっています。



資料：市町村勢要覧（埼玉県）

■地目別土地利用

② 公園

公園は、市民の健康づくり、憩い、交流の場として、また災害時の避難場所や防災空間として重要な機能を担っています。

市には 31 か所、37.79ha の都市公園があり、一人当たりの公園面積は県平均を上回る水準となっています。

■都市公園整備状況

	都市計画区域人口 (千人)	箇所	面積 (ha)	一人当たりの公園面積 (㎡/人)
白岡市	52	31	37.79	7.27
埼玉県	7,321	5,318	5,098.43	6.96

※平成31年3月31日現在

資料：街づくり課

市町村別都市公園整備状況（埼玉県）

■公園緑地一覧表

令和2年4月1日現在

		Nº	公 園 名	種別	面積 (㎡)	面積 (ha)	計画決定	告示	供用開始	所在地
全 <										

資料：街づくり課

(2) 景観

「埼玉県景観アクションプラン（平成 18 年）」では、埼玉県の景観を秩父山地と秩父盆地、丘陵地と台地、広がりのある低地、低地に囲まれた島状の台地の大きく 4 つの類型に区分し、その特徴を整理しています。

市は、このうち広がりのある低地と低地に囲まれた島状の台地の境界部に位置し、それぞれ以下のような景観特性として整理されています。のどかな田園風景をみせる低地部の水田や河川・水路、台地に畑や屋敷林・社寺林などが点在する緑濃い郷土景観などが、市の景観の骨格をつくっているといえます。

また、「埼玉県景観計画（平成 20 年）」において、市は新たに整備が進む圏央道の沿線地域として、広域的に開発圧力が高まることが懸念されるため、資材置場等の届出も対象とする特定課題対応区域に位置付けられています。

市においても平成 20(2008)年 4 月 1 日より、この新しい景観条例を運用しており、それぞれの区域ごとに、一定の規模を超える建築物の建築や物件の堆積などの行為をしようとする場合は、行為の着手前に景観形成基準を踏まえた上で、外観の色彩やデザイン等について届出を求めています。

さらに、市では、平成 20(2008)年 9 月に圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発を抑止するため、乱開発の抑止エリアや啓発・監視活動計画を定めた「白岡市圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止基本方針」を策定しています。

■「埼玉県景観アクションプラン」による低地・島状の台地の景観特性

景観類型	景観特性
広がりのある低地	・荒川、利根川の二大河川や中川に沿う広大な沖積低地 ・田園、水路、平地林（斜面林を含む）、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな水郷景観の広がり ・古墳等の歴史遺産の分布 ・中小河川等、潤いある水辺景観 ・旧中山道や旧日光街道に沿った歴史ある市街地の連なり
低地に囲まれた島状の台地	・広大な低地に囲まれた島状の洪積台地 ・きめの細やかな入り組んだ地形を持ち、稜線を縁取る緑 ・平地林や、畑に屋敷林が点在する郷土性のある景観 ・旧中山道に沿った台地上における市街地の広がり



資料：埼玉県景観アクションプラン

■埼玉県の景観特性（地形）

(3) 美観

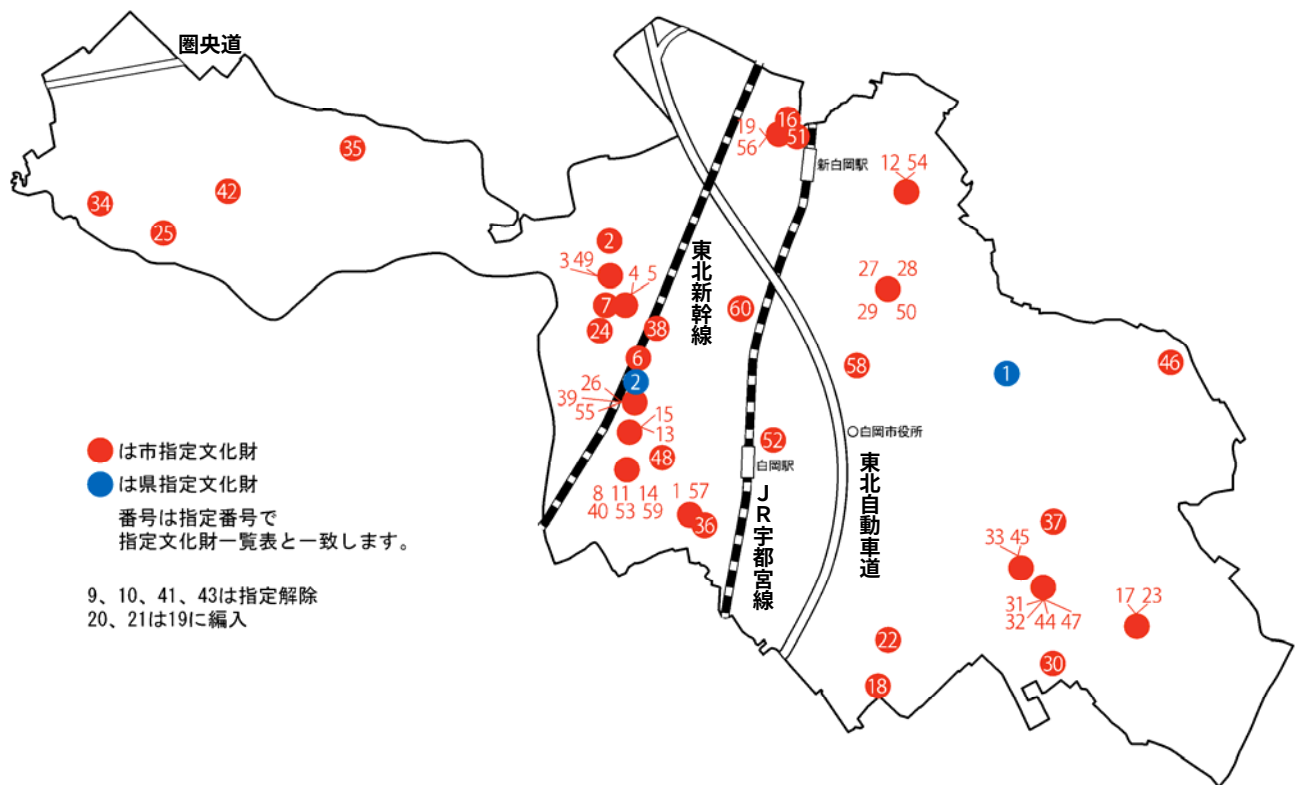
不法投棄に対する多くの苦情が発生しており、市では環境パトロールを実施しているほか、看板の設置など啓発活動を通じ、不法投棄の抑制に取り組んでいます。

空き地等の雑草については、除去指導を実施し、美観・衛生の向上に努めています。

(4) 文化財

白岡市には、県指定2件、市指定54件の指定文化財があり、市の歴史や民俗文化を伝えています。

指定文化財は、古くから開けた篠津・白岡地域の寺社をはじめ、人々の生活の舞台となった市域全体に分布しています。代表的なものとしては、篠津久伊豆神社の社殿彫刻や野牛久伊豆神社の朝鮮通信使奉納扁額、観福寺の新井白石の肖像画などが挙げられます。



資料：白岡市文化財分布図

■ 指定文化財位置図

■指定文化財一覧

令和2年4月1日現在

No.	種 類	名 称
①	県記念物（史跡）	一里塚
②	県有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来立像（興善寺）
1	市無形民俗文化財	小久喜の獅子舞
2	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・上宿耕地
3	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・横宿耕地
4	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・宿耕地
5	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・下宿耕地
6	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・神山耕地
7	市有形文化財（建造物）	篠津久伊豆神社本社殿
8	市記念物（天然記念物）	白岡八幡宮のカヤ
11	市記念物（天然記念物）	白岡八幡宮のイヌザクラ
12	市有形文化財（書籍・典籍・古文書）	山岡鉄太郎墨跡（高岩天満神社）
13	市有形文化財（歴史資料）	正福院の宝篋印塔
14	市有形文化財（歴史資料）	鬼窪八幡宮鰐口（白岡八幡宮）
15	市記念物（史跡）	正福院貝塚
16	市有形文化財（絵画）	紙本着色新井白石画像（観福寺）
17	市有形文化財（彫刻）	木造薬師如来坐像（安楽寺）
18	市有形文化財（歴史資料）	阿弥陀三尊種子板石塔婆
21	市有形文化財（古文書）	大久保家文書
22	市有形文化財（彫刻）	円空作薬師如来坐像（実ヶ谷薬師堂）
23	市有形文化財（彫刻）	円空作菩薩形坐像（安楽寺）
24	市有形文化財（彫刻）	円空作観音菩薩坐像
25	市有形文化財（古文書）	田口家文書
26	市有形文化財（古文書）	興善寺朱印状
27	市有形文化財（建造物）	忠恩寺山門
28	市有形民俗文化財	忠恩寺十三仏
29	市有形文化財（古文書）	忠恩寺朱印状
30	市有形文化財（古文書）	渋谷家文書
31	市無形民俗文化財	岡泉鷲神社の神楽
32	市無形民俗文化財	岡泉大尽囃子
33	市有形民俗文化財	岡泉の百庚申（岡泉観音堂）
34	市有形民俗文化財	柴山諏訪八幡神社の奉納絵馬
35	市有形民俗文化財	下大崎住吉神社の奉納絵馬
36	市有形文化財（典籍・古文書）	鬼久保家文書
37	市有形文化財（彫刻）	木造大日如来坐像（大徳寺）
38	市有形民俗文化財	篠津観音堂の笠付地蔵
39	市有形文化財（彫刻）	木造達磨大師像（興善寺）
40	市有形文化財（歴史資料）	白岡八幡宮棟札
42	市有形文化財（歴史資料）	荒井新田の高札
44	市記念物（天然記念物）	岡泉鷲神社の大ケヤキ
45	市有形民俗文化財	庚申待供養塔（岡泉観音堂）
46	市記念物（天然記念物）	爪田ヶ谷諏訪神社の大スギ
47	市有形民俗文化財	岡泉天王様の山車
48	市有形民俗文化財	牛頭天王祭礼用具一式 付収納箱
49	市有形民俗文化財	篠津天王様の神輿
50	市有形民俗文化財	忠恩寺九品仏
51	市有形文化財（歴史資料）	朝鮮通信使奉納扁額及び下書き（野牛久伊豆神社）
52	市有形文化財（考古資料）	タタラ山遺跡出土遺物
53	市有形民俗文化財	白岡八幡宮奉納絵馬群
54	市有形民俗文化財	高岩天満神社奉納絵馬群
55	市有形民俗文化財（歴史資料）	興善寺中世石造物群
56	市有形民俗文化財（歴史資料）	新井白石自筆漢詩
57	市有形民俗文化財	小久喜の獅子舞 隠居獅子頭及び天狗面
58	市有形文化財（歴史資料）	鷹場関係資料群
59	市有形文化財（歴史資料）	白岡八幡宮梵鐘
60	市有形文化財（建造物）	庄兵衛堰柵

※9、10、41、43 は指定解除 19、20 は 21 に編入

資料：白岡市教育委員会

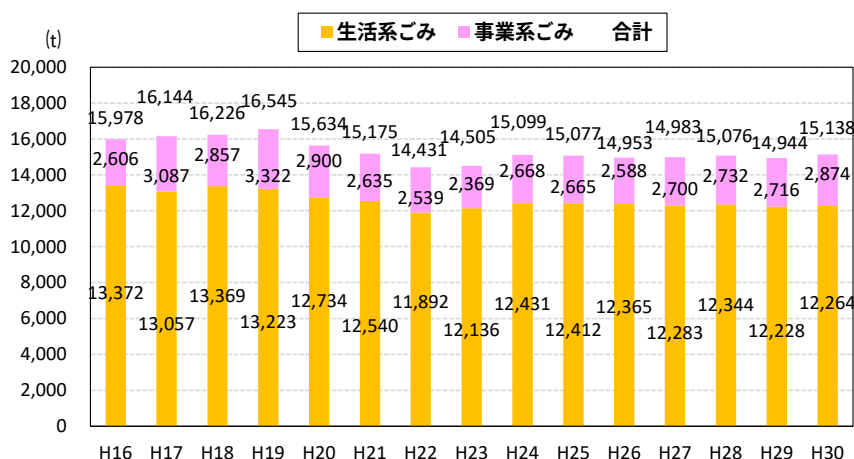
4.地球環境

(1) 資源循環

①ごみ排出量

白岡市のごみ総排出量の推移をみると、平成 19(2007)年度までは微増傾向、平成 22(2010)年度までは減少したものの平成 23(2011)年度と平成 24(2012)年度は再び微増傾向を示し、それ以降は横ばい傾向となっています。生活系ごみ・事業系ごみの区分をみると、総排出量の 8 割を生活系ごみが占めており、総量の動向に大きな影響を与えています。

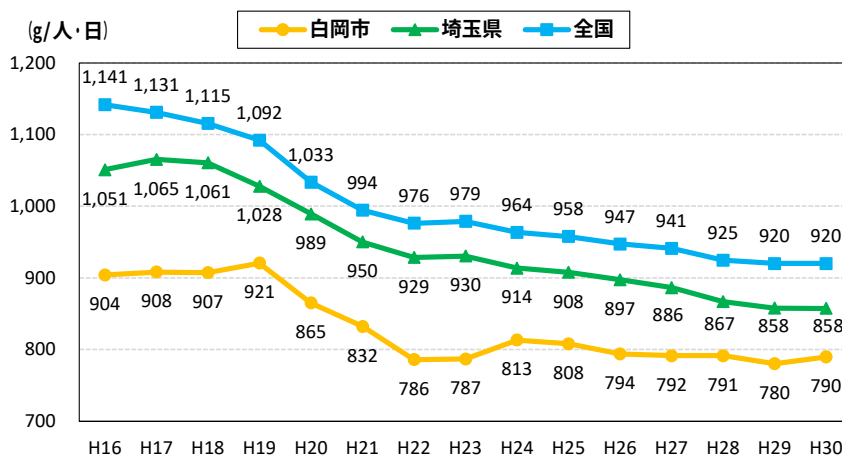
白岡市の 1 人 1 日当たりの排出量をみると、平成 19(2007)年度までは横ばいの状況にありましたが、平成 20(2008)年度から平成 22(2010)年度まで大きく低下したものの、平成 24(2012)年度に再び微増し、近年は微減傾向（平成 30(2018)年度は微増）を示しています。なお、常に全国、県平均を下回る水準で推移しています。



※H16 以降の新方式（総排出量＝計画収集＋直接搬入＋集団回収）に基づき算出

資料：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

■ごみ排出量の推移



注) 市の H22、H23 ごみ排出量には、集団回収量が含まれていない。

※ 1 人 1 日当たりごみ排出量＝総排出量÷365 日÷総人口

資料：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

■ 1 人 1 日当たりのごみ総排出量

②リサイクル

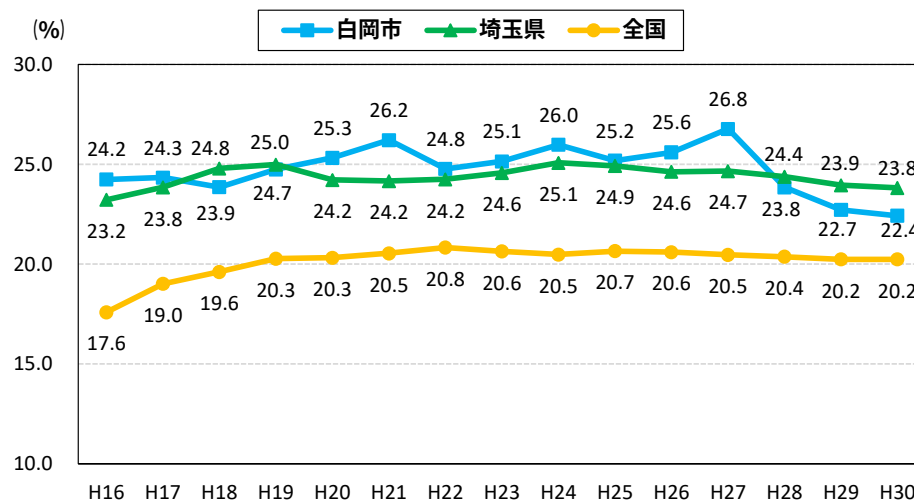
白岡市では、家庭ごみを6分別により収集していましたが、平成24(2012)年10月から新たに8分別とし、収集・中間処理による資源物の回収を行っています。

リサイクル率をみると、国平均を上回り、県とほぼ同等の値で推移していましたが、平成28(2016)年度以降は減少傾向を示し、県平均を下回る値となっています。

■ごみ分別収集状況

分別	出し方	回数	ごみの種類
燃えるごみ	有料指定袋 燃えるごみ用（みどり色）	週2回	●台所ごみ ●資源にならない紙 ●プラスチック類 ●皮革・ゴム類 ●ペット用砂・油など
燃やせないごみ	有料指定袋 燃やせないごみ用（透明）	月1回	●金属類 ●おもちゃ・電話機・FAX
ガラス類	透明・半透明袋	月1回	●ガラス類 ●花瓶 ●瀬戸もの
有害・危険ごみ	品目ごとに別々の透明・半透明袋	月1回	●水銀体温計・蛍光管 ●スプレー缶・カセットボンベ ●ガスライター（使い捨て・点火式） ●乾電池（ボタン電池含む）
ペットボトル	専用回収ネット	月2回	●飲料用のペットボトル ●PETボトルの法定識別マークがついたもの
飲食料用缶	透明・半透明袋	月2回	●ジュース・ビール缶 ●ペットフード缶 ●その他飲食用缶
古紙・布類	品目ごとにひもなどで結ぶ	月2回	●新聞紙 ●紙パック ●ダンボール ●雑誌 ●布類
粗大ごみ	収集申込み 直接持込み	随時 ー	●エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機・パソコン・バイク・消火器は除く

資料：環境課



※リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収) ÷ ごみ総排出量

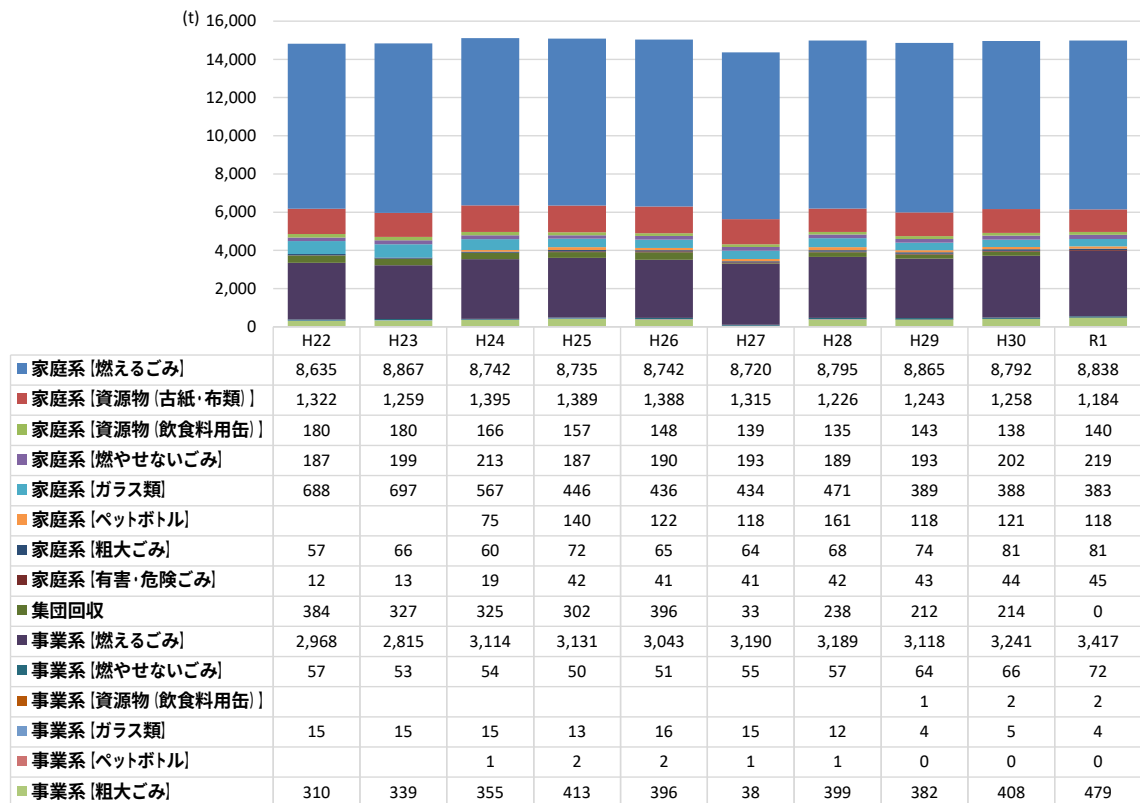
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

■リサイクル率の推移

③区分別ごみ排出状況

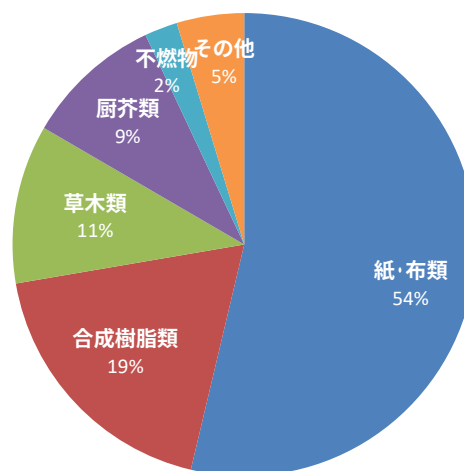
白岡市の令和元(2019)年度ごみ総排出量の区分別構成比をみると、家庭系ごみの「燃えるごみ」が約 59%、次いで事業系ごみの「燃えるごみ」が 23%となっています。平成 22(2010)年度以降は総排出量がほぼ横ばいとなっており、ごみの減量化を図る上では、可燃ごみの削減が重要です。

蓮田白岡環境センターにおける令和元(2019)年度の「燃えるごみ」の組成(蓮田市分も含む)をみると、「古紙・布類」が 54%と半数以上を占めています。ごみの減量化・リサイクル率の向上に向けては、古紙・布類の分別の徹底を図る必要があります。



資料：蓮田白岡環境センター事業概要

■白岡市におけるごみ総排出量の区分別構成比の推移



注) 組成は蓮田市・白岡市の合計値

資料：蓮田白岡環境センター事業概要

■「燃えるごみ」の組成別構成比(令和元年度)

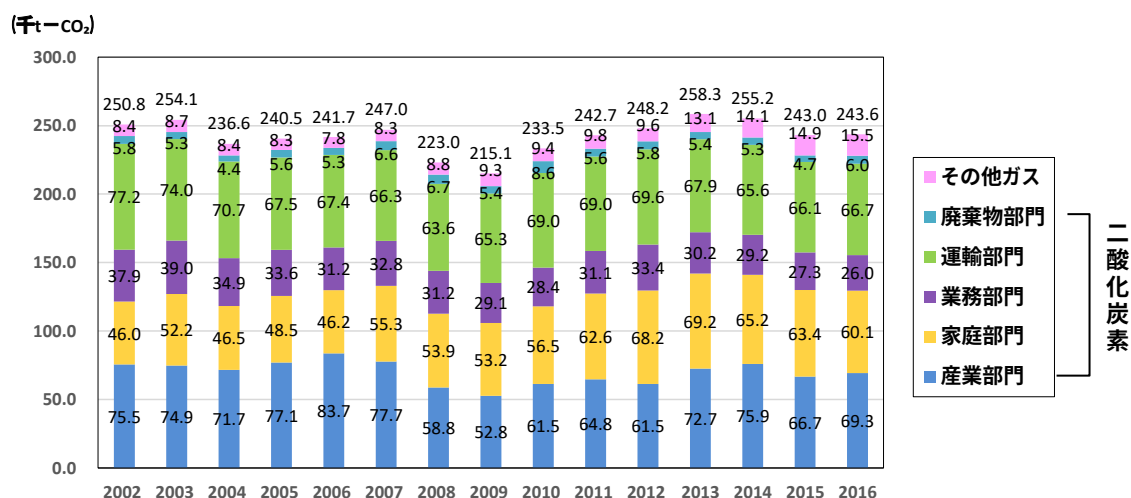
(2) 地球温暖化

①白岡市域から排出される温室効果ガス排出量

埼玉県では、県内市町村からの温室効果ガス排出量を推計し、公表しています。

県の推計によれば、平成 28(2016)年度の白岡市域から排出された温室効果ガス排出量は約 24 万 4 千 t-CO₂ であり、近年では減少傾向を示しています。我が国の地球温暖化対策計画では令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比で 26%削減とすることが中期目標となっています。白岡市の排出量は平成 25(2013)年度に対し 5.7%の減少となっています。

排出量の 94%が二酸化炭素であり、内訳をみると産業部門、運輸部門及び家庭部門からの排出量が多くっており、近年では産業部門、運輸部門からの排出量が増加しています。



※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

資料：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書

■白岡市域から排出される温室効果ガス排出量の推移

②白岡市地球温暖化対策実行計画

白岡市では、「白岡市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの削減に取り組んでいます。同計画では、平成 27(2015)年度の基準年度活動量「3,401,431kg-CO₂」を令和 3(2021)年度までに 5%を削減し、「3,231,359kg-CO₂」とする目標を定めています。

③白岡市住宅用創エネ・省エネ機器設置費補助金（令和 2(2020)年度現在）

白岡市では、創エネ・省エネ機器の普及を促進することにより、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、自ら居住する市内に所在する「既存住宅」に、創エネ・省エネ機器を設置する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

■補助対象

補助対象機器	補助金額	要件
住宅用太陽光発電システム	3 万円	住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連携したものであり、かつ、太陽電池容量が 10 キロワット未満であり、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結すること。 未使用品であること。
住宅用 L E D 照明器具	費用の 2 分 1 以内、 上限 5 千円	住宅の照明を 2 か所以上 L E D 照明に交換する。(照度 2,000 ルーメン以上であり、スタンドライト及び電球タイプは補助対象外) 未使用品であること。
住宅用太陽熱利用システム	3 万円	太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用する集熱器及び貯湯槽が一体型又は太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯及び空調に利用し集熱器及び貯湯槽が独立して設置され、動力を用いて水又は熱媒を強制循環させるシステムであること。 未使用品であること。
定置用リチウムイオン蓄電池	3 万円	再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができるものであり、JIS 規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。 未使用品であること。
雨水貯留施設	費用の 2 分 1 以内、 上限 5 千円	雨水を貯留するための構造をもった施設で、貯留容量が 100 リットル以上の既製の貯留槽（中古品を除く。）及び当該貯留槽に関連する給排水設備で住宅の雨樋等に接続し、架台等で固定して設置されているものであること。 未使用品であること。

資料：環境課

資料7 環境に関する市民・事業者アンケート調査

1. 環境に関する市民アンケート調査結果

(1) 調査概要（実施期間 令和2年6月1日～6月15日）

本アンケート調査は、環境保全施策等に関する市民の意見、要望を把握し、その結果を環境基本計画に反映するために実施したものであります。

●調査対象

- ・調査対象地域 白岡市全域
- ・調査対象 市内在住の満15歳以上の男女
- ・サンプル数 1,000票
- ・抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出
- ・調査方法 郵送配送・郵送回収方式
- ・回収結果 回収数427票（回収率42.7%）

●調査内容（設問項目）

①属性

性別、年齢、居住地区

②回答者の生活を取り巻く環境について

- ・居住する地域を中心とした環境の快適さ
- ・白岡市において気にかかる環境問題
- ・白岡市の自然を守るために進めるべき取組
- ・リサイクルや省エネルギーについての関心
- ・リサイクルや省エネルギーに関して行っている取組
- ・リサイクルや省エネルギーに関する取組を行わない理由
- ・リサイクルや省エネルギーを進める上で行うべき取組
- ・SDGsの認知度

③環境づくりへの参加や役割について

- ・市民の自主的な環境づくりへの参加意欲
- ・市民が白岡市の環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと
- ・市民の自主的な環境づくりに参加したいと思わない理由
- ・白岡市の環境を守り改善していくために望ましい役割分担

④市の環境行政の在り方

- ・環境基本計画の取組の効果
- ・重点的に取り組むべき環境基本計画の施策
- ・環境基本計画で位置付けられた市民の取組に関する実施状況
- ・環境基本条例及び環境基本計画（改訂版含む）の認知度

※グラフ、表に表記されている値については、四捨五入の関係によりパーセンテージの合計が100にならない場合があります。また、表、グラフ中の「今回」は令和2年、「前回」は平成27年、「前々回」は平成22年の調査を指します。

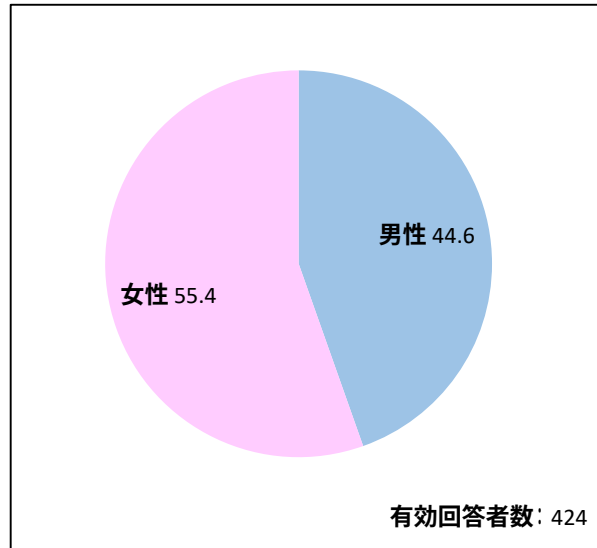
(2) 集計結果

①属性

1) 性別

【単独選択】

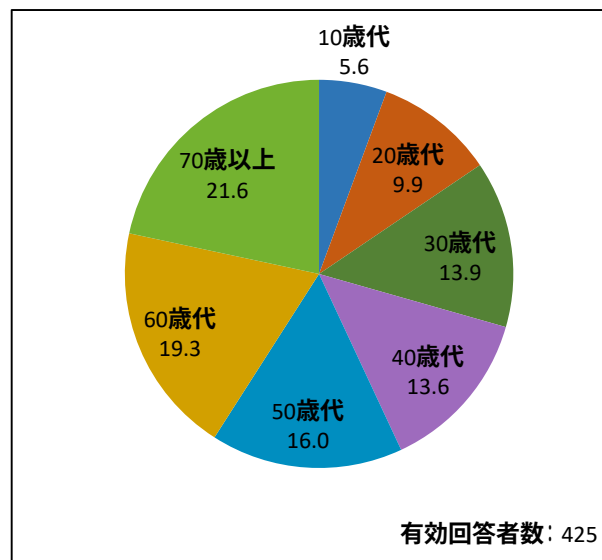
- ・ 回答者は男性が 44.6%、女性が 55.4%と女性が若干多くなっている。



2) 年齢

【単独選択】

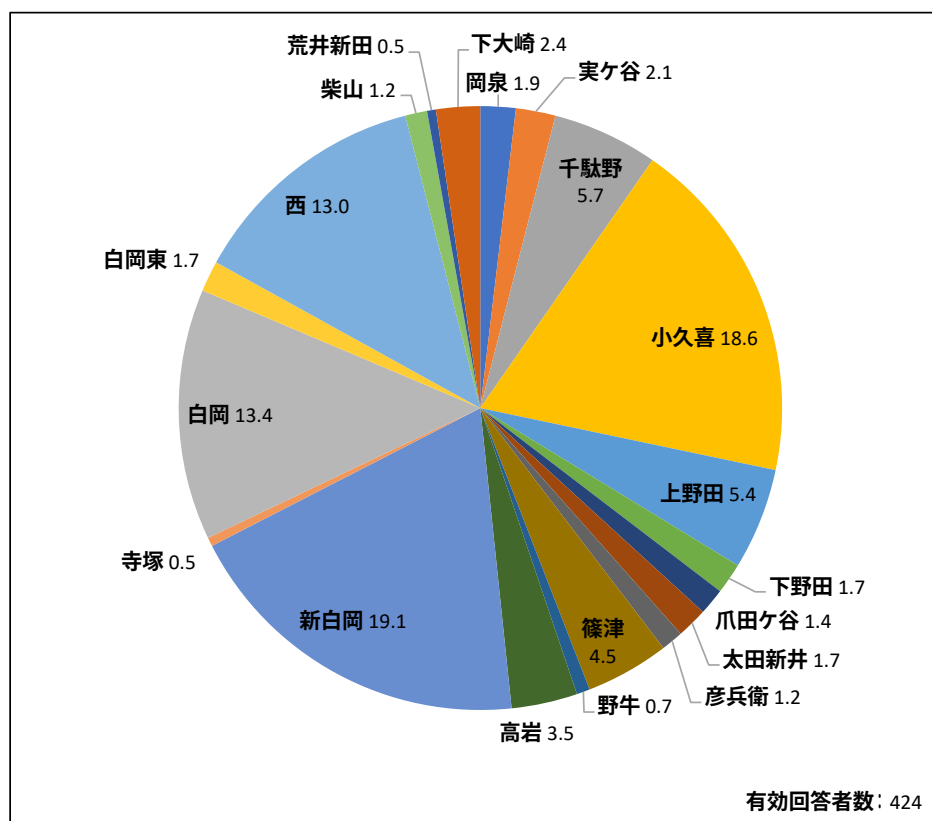
- ・ 70 歳以上が 21.6%と最も多く、次いで 60 歳代が 19.3%、50 歳代が 16.0%と 50 歳以上が半数以上を占めている。
- ・ 10 歳代は 5.6%、20 歳代は 9.9%と、若年層はやや少なくなっている。



3) 居住地区

【単独選択】

- ・新白岡地区が 19.1%と最も多く、次いで小久喜地区 18.6%、白岡地区 13.4%、西地区が 13.0%と回答者が多くなっている。

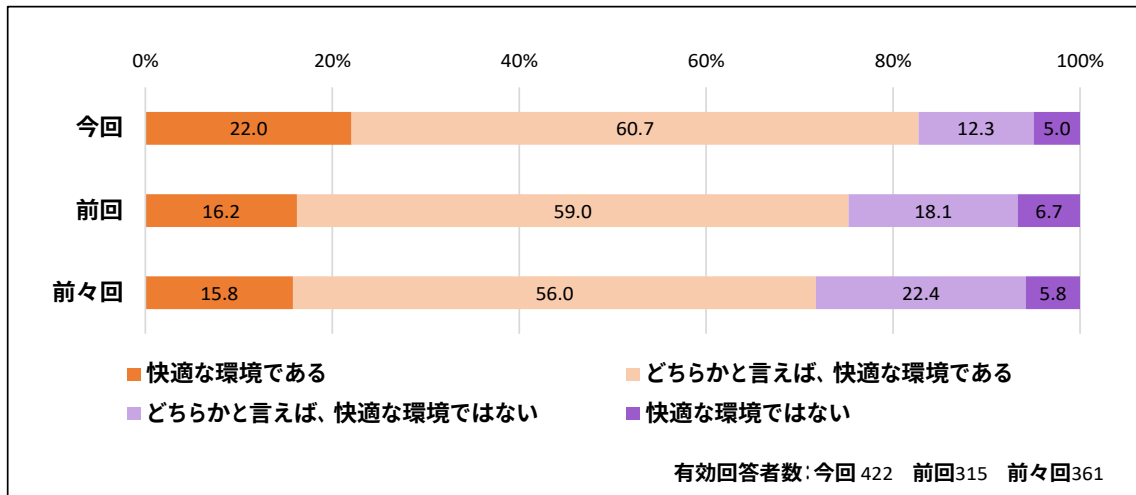


②回答者の生活を取り巻く環境について

1) 居住する地域を中心とした環境の快適さ

【単独選択】

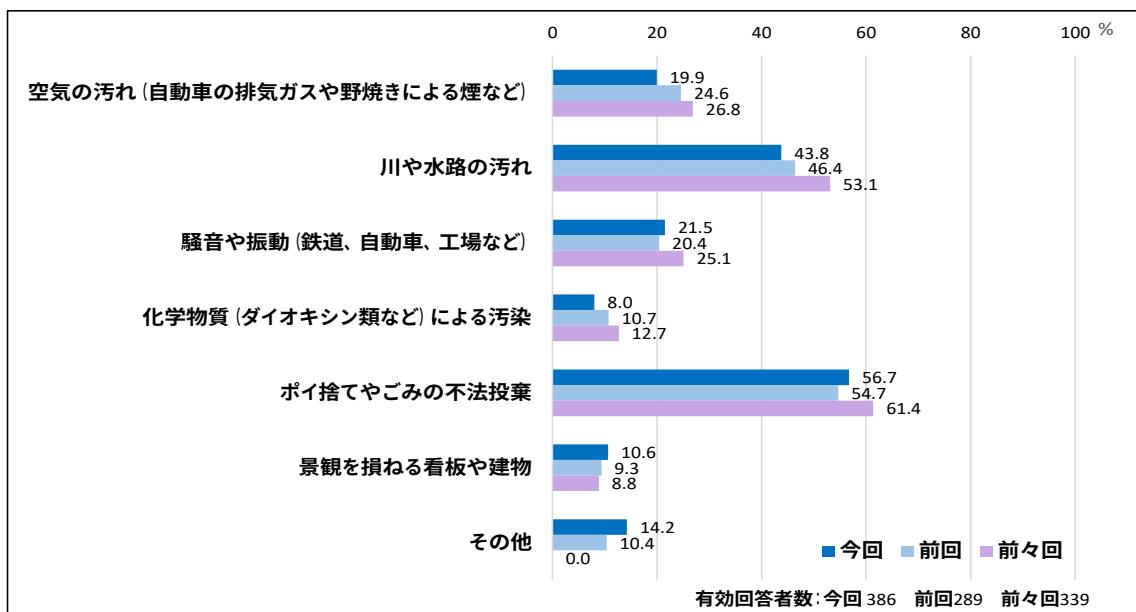
- ・「快適な環境である」が22.0%、「どちらかと言えば、快適な環境である」が60.7%と、8割以上の市民が身近な環境を快適であると感じている。
- ・前回、前々回と比較すると、「快適（「快適な環境である」と「どちらかと言えば、快適な環境である」の計）」が増加している。



2) 白岡市において気にかかる環境問題

【複数回答】

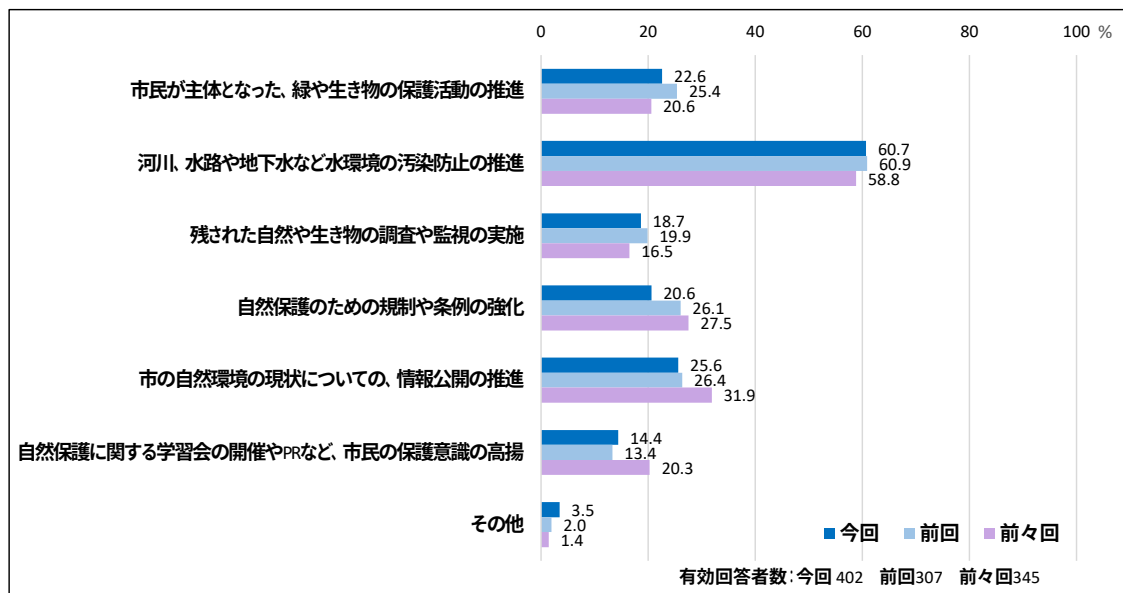
- ・「ポイ捨てやごみの不法投棄」が56.7%、「川や水路の汚れ」が43.8%と高く、約半数の市民に問題視されている。
- ・「空気の汚れ（自動車の排気ガスや野焼きによる煙など）」、「川や水路の汚れ」、「化学物質（ダイオキシン類など）による汚染」は減少傾向にあるが、景観を損ねる看板や建物はわずかに上昇傾向にある。
- ・「その他」の回答としては、「ムクドリなどによる鳥害」、「植木や雑草の管理不足」などが挙げられた。



3) 白岡市の自然を守るために進めるべき取組

【2 つまで選択】

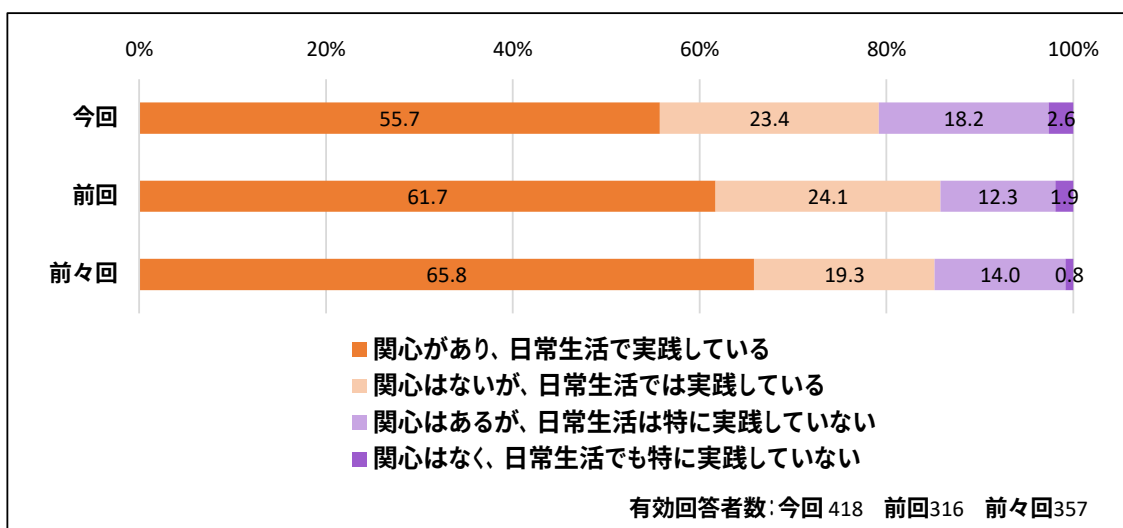
- ・「河川、水路や地下水など水環境の汚染防止の推進」が 60.7%と特に高くなっていたものの、そのほかの項目も 15%～25%ほどと一定の要望が見られる。
- ・前回、前々回と比較して大きく変化した項目はないものの、「自然保護に関する学習会の開催や PR など、市民の保護意識の高揚」を除いたすべての項目で、前回よりも減少している。
- ・「その他」の回答としては、「定期的な草刈り」、「人がかかわらず、そのまま残す」などが挙げられた。



4) リサイクルや省エネルギーについての関心

【単独選択】

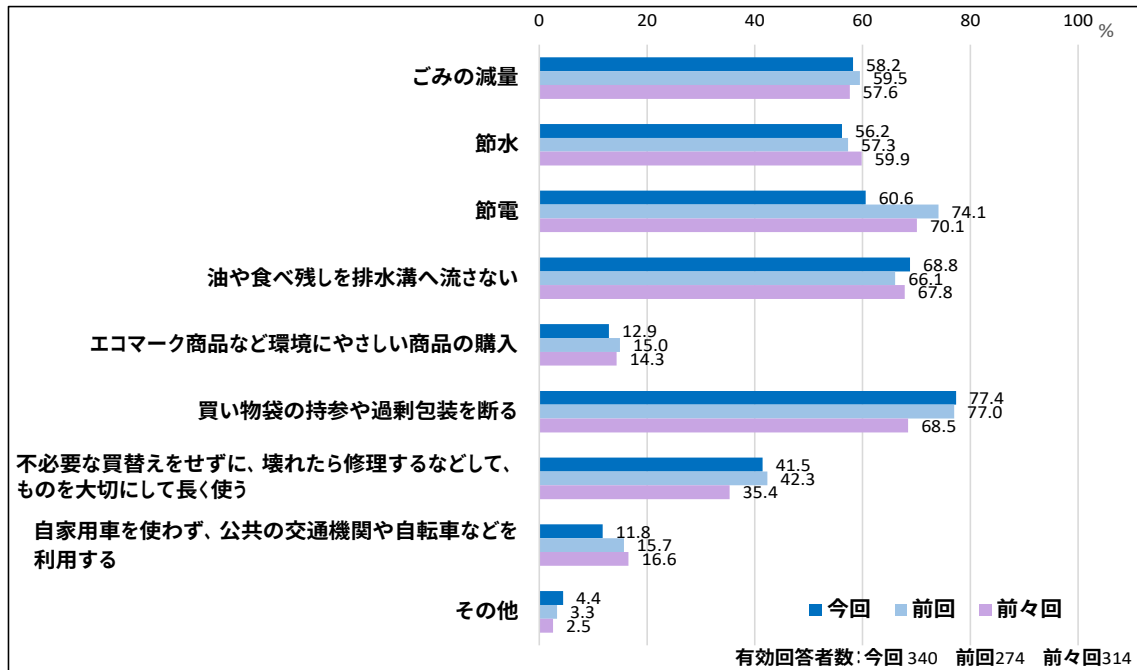
- ・「関心があり、日常生活で実践している」が 55.7%、「関心はないが、日常生活では実践している」が 23.4%と約 8 割に市民が日常生活においてリサイクルや省エネを実践している。しかし、「関心があり、日常生活で実践している」は年々減少しており、リサイクルや省エネに関心をもって実践している層が減っている。



5) リサイクルや省エネルギーに関して行っている取組

【複数選択】

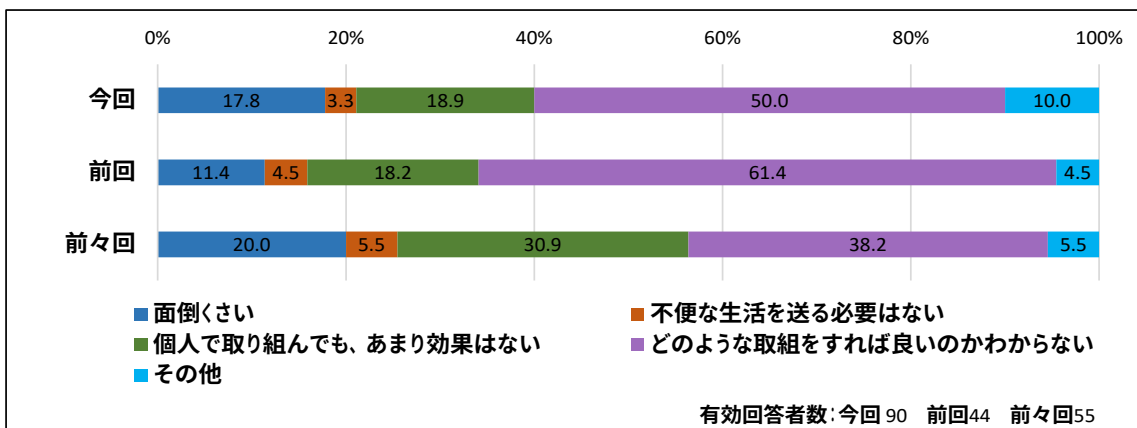
- ・「買い物袋の持参や過剰包装を断る」が77.4%と最も多く、わずかではあるが前回よりも増加している。次いで「油や食べ残しを排水溝へ流さない」が68.8%、「節電」が60.6%、「ごみの減量」が58.2%、「節水」が56.2%と半数以上が実践しているものの、「節電」に関しては前回から大きく減少している。
- ・前回、前々回と同様に、「エコマーク商品など環境にやさしい商品の購入」と「自家用車を使わず、公共の交通機関や自転車などを利用する」は約1割と、あまり取り組みは進んでいない。
- ・「その他」の回答としては、「ごみの分別の徹底」、「スーパーにペットボトルやトレーを持ち込む」、「お風呂の残り湯を洗濯等に使用する」などが多く挙げられた。



6) リサイクルや省エネルギーに関する取組を行わない理由

【単独選択】

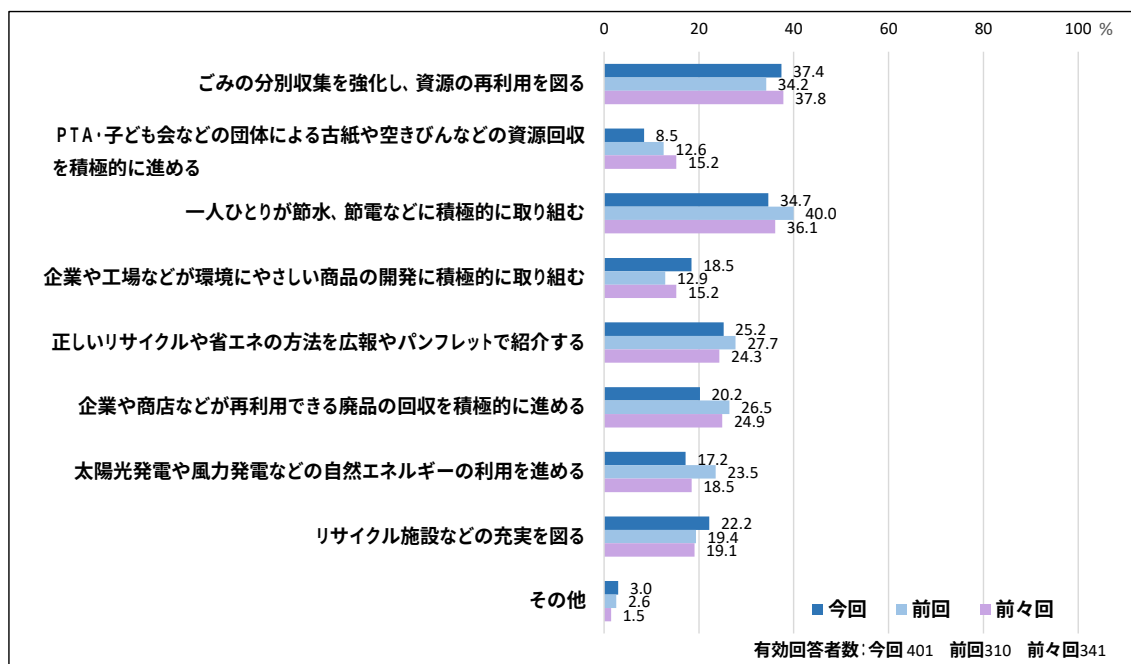
- ・「どのような取組をすれば良いのかわからない」との回答が50.0%と特に多く、情報の提供や知識の普及が課題である。
- ・「面倒くさい」、「個人で取り組んでも、あまり効果がない」といった否定的な意見が、前は減少していたが、今回は再び増加していたことから、改めて意識啓発を行っていくことが必要である。
- ・「その他」の回答としては、「興味がない」、「関心がない」などが挙げられた。



7) リサイクルや省エネルギーを進める上で行うべき取組

【2つまで選択】

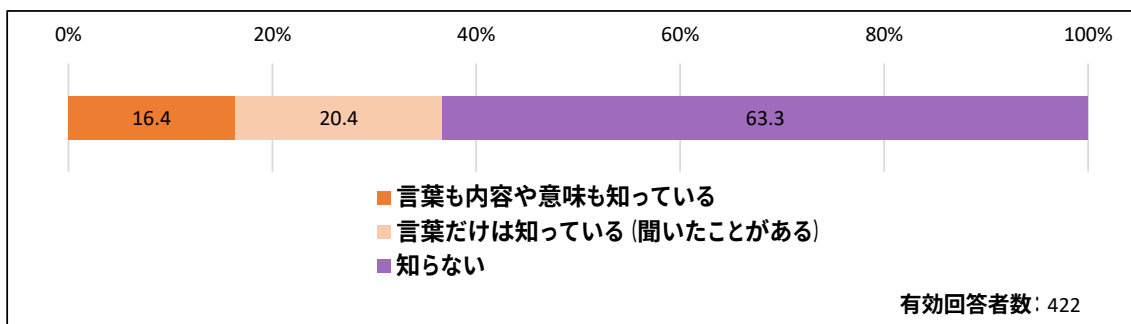
- ・「ごみの分別収集を強化し、資源の再利用を図る」が 37.4%、「一人ひとりが節水、節電などに積極的に取り組む」が 34.7%と高くなっている。
- ・項目によって、前回や前々回と比較して増加したり減少したりしているが、ほとんどの項目が 20～40%であり、幅広い取組が求められている。
- ・「その他」の回答では、子供たちへの環境教育に対する意見が多く挙げられた。



8) SDGs の認知度

【単独選択】

- ・「知らない」が 63.3%と SDGs に関する認知はあまり広がっていない。

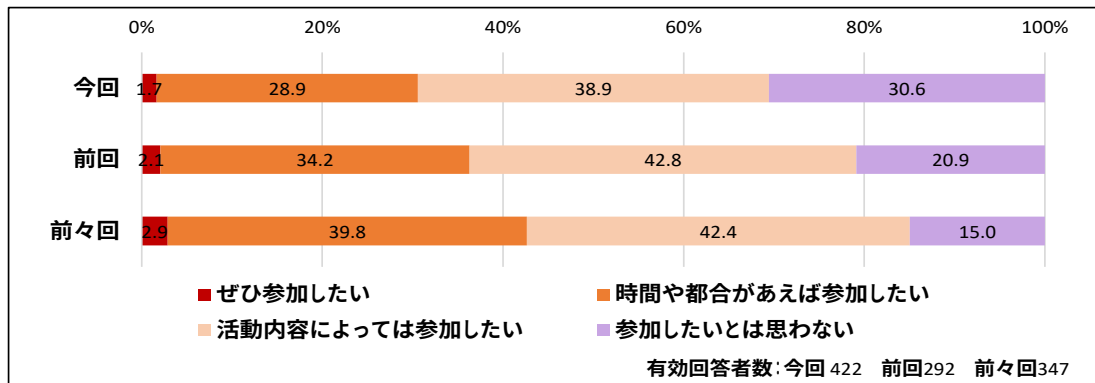


③環境づくりへの参加や役割について

1) 市民の自主的な環境づくりへの参加意欲

【単独選択】

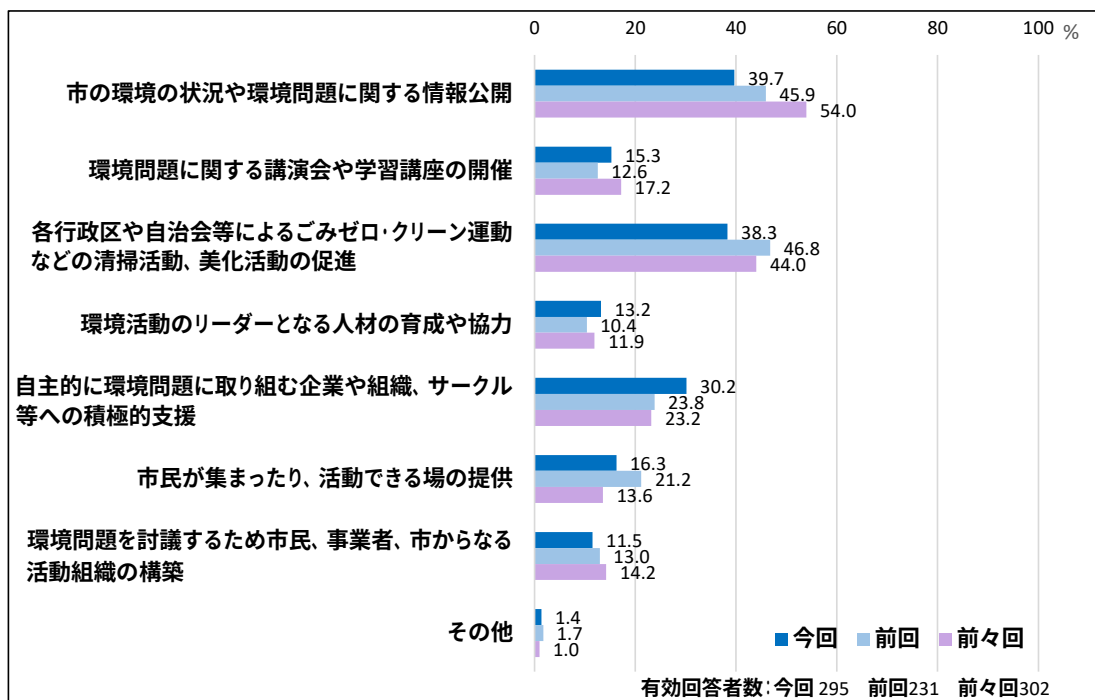
- ・「参加したい（「ぜひ参加したい」、「時間や都合があれば参加したい」、「活動内容によっては参加したい」の計）」は 69.5%と約 7 割の市民が自主的な環境づくりに参加したいと考えているが、前回、前々回と比較すると減少傾向にあり、参加意欲の低下が見られる。
- ・「ぜひ参加したい」はわずか 1.7%しかなく、積極的に参加したいとする層は少なくなっている。



2) 市民が白岡市の環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと

【2 つまで回答】

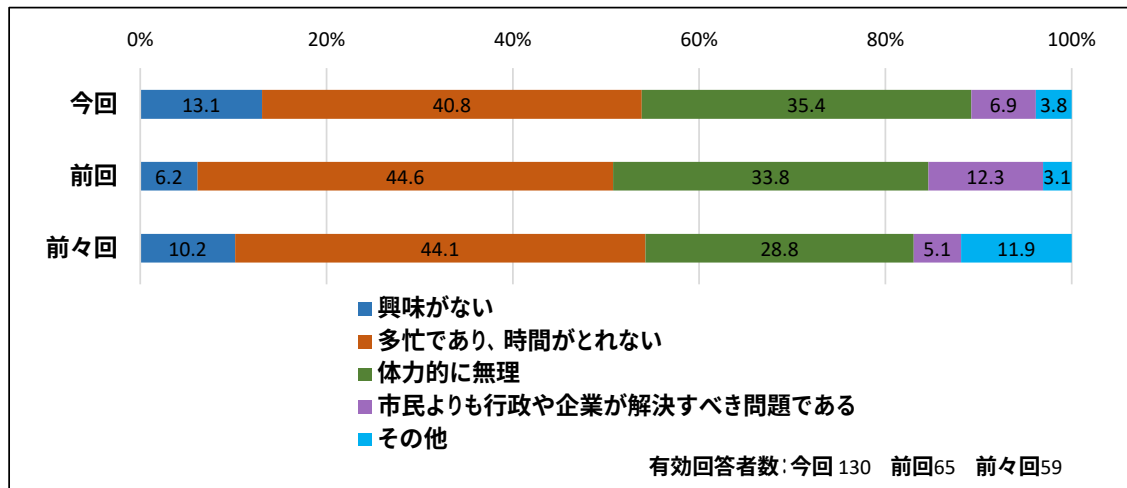
- ・「市の環境の状況や環境問題に関する情報公開」が 39.7%、「各行政区や自治会等によるごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動、美化活動の推進」が 38.3%と高くなっているものの、前回、前々回よりも減少している。
- ・「自主的に環境問題に取り組む企業や組織、サークル等への積極的支援」も 30.2%と 3 割の市民に望まれている。
- ・「その他」の回答としては、「見える化」、「子供のころからの教育」が挙げられた。



3) 市民の自主的な環境づくりに参加したいと思わない理由

【単独選択】

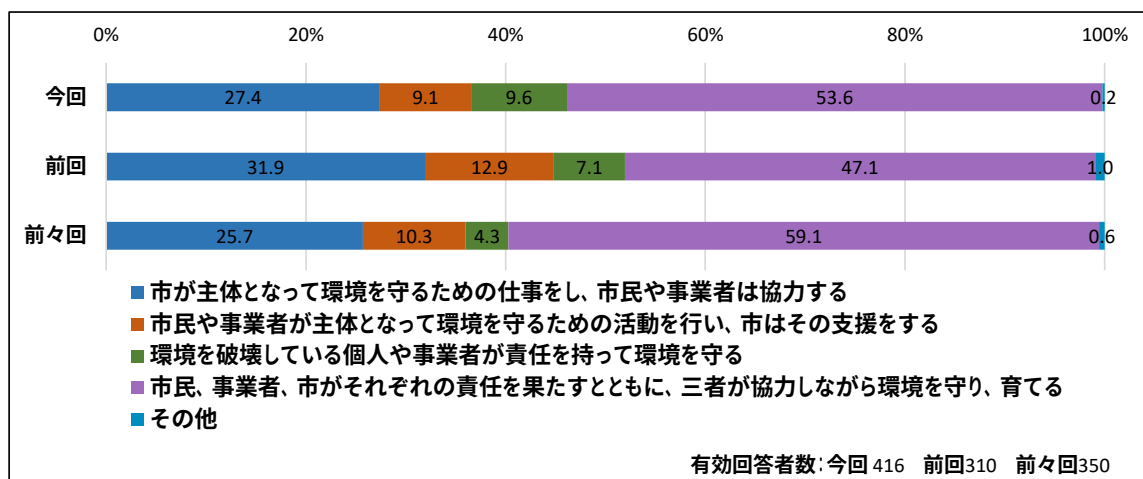
- ・「多忙であり、時間が取れない」が 40.8%と最も高く、次いで「体力的に無理」が 35.4%となっており全体の 3/4 を占めている。
- ・「興味がない」は、13.1%であるものの、前回よりも増加している。



4) 白岡市の環境を守り改善していくために望ましい役割分担

【単独選択】

- ・「市民、事業者、市がそれぞれの責任を果たすとともに、三者が協力しながら環境を守り、育てる」が 53.6%と最も多く、次いで「市が主体となって環境を守るための仕事をし、市民や事業者は協力する」が 27.4%となっている。
- ・「市民、事業者、市がそれぞれの責任を果たすとともに、三者が協力しながら環境を守り、育てる」が前回に比べて増加し、5 割を超えたことから、環境を守り改善するにあたって三者協働がより強く求められている。

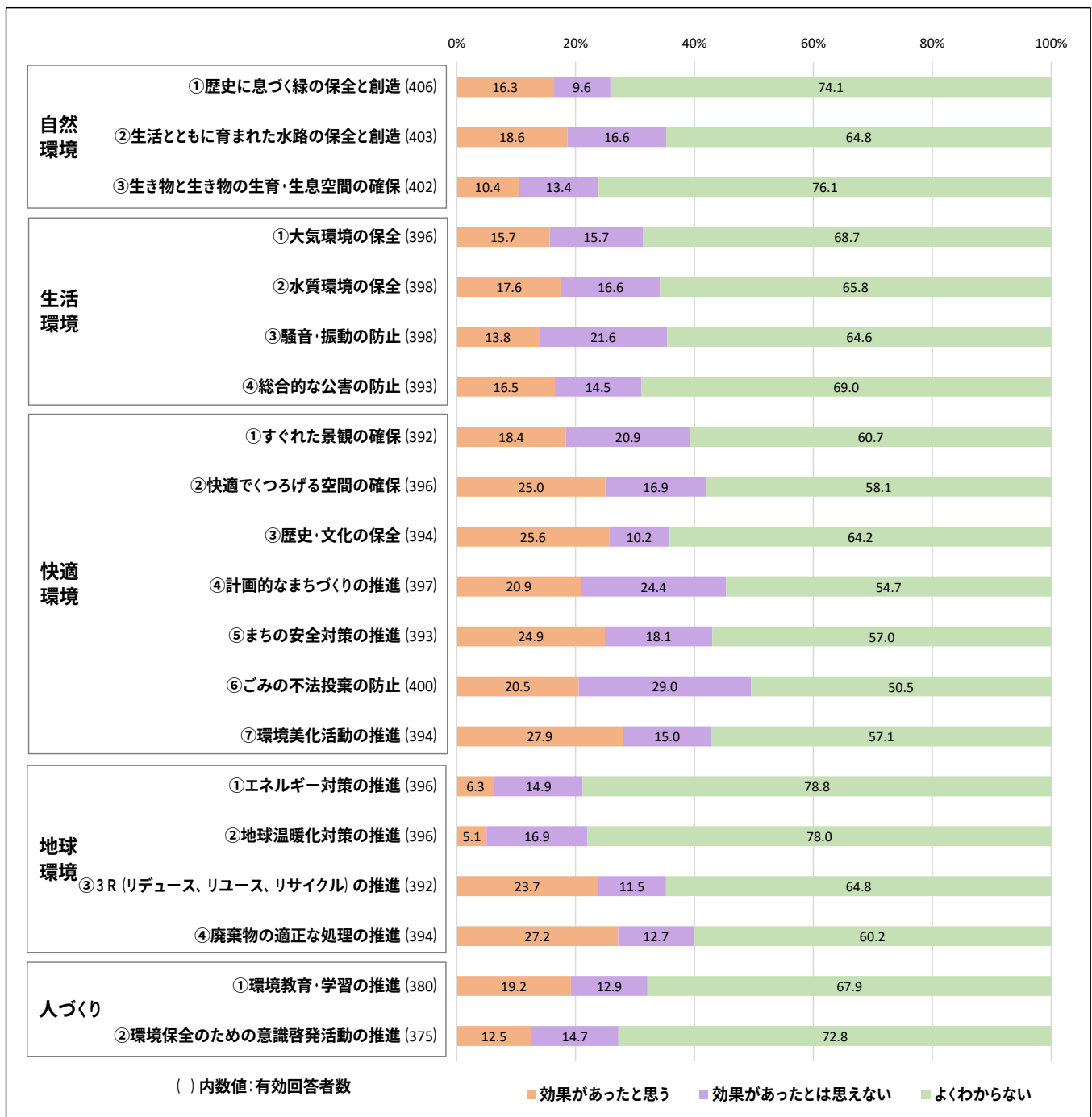


④市の環境行政の在り方

1) 環境基本計画の取組の効果

【単独選択】

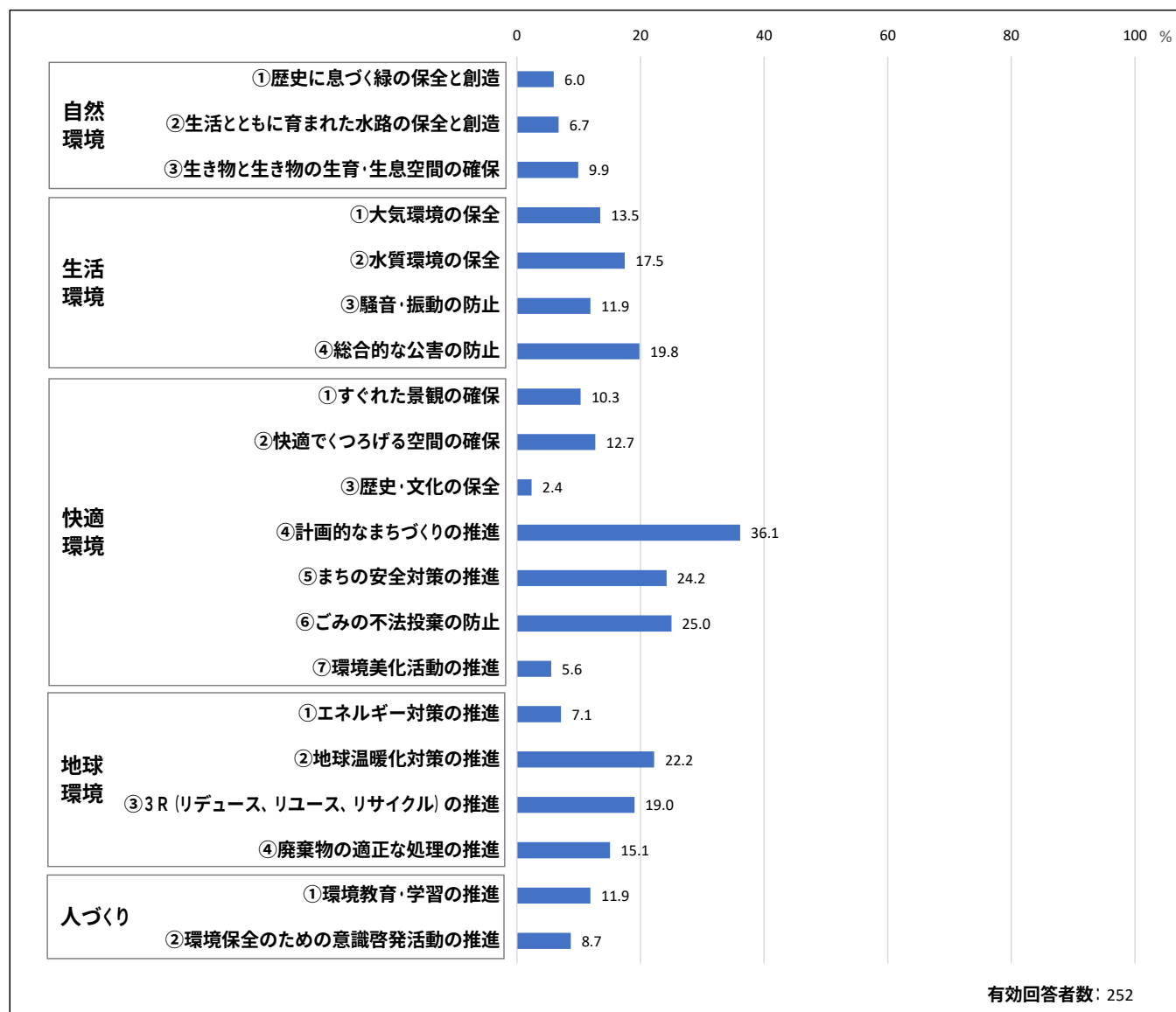
- ・すべての項目において「よくわからない」が5割を超えており、効果はあまり感じられていない。
- ・特に、「エネルギー対策の推進」と「地球温暖化対策の推進」は「効果があったと思う」と回答した人はわずか6.3%と5.1%であり、ほとんど効果が感じられていない。
- ・「快適でくつろげる空間の確保」、「歴史・文化の保全」、「環境美化活動の推進」、「廃棄物の適切な処理の推進」は「効果があったと思う」が25%以上であり、比較的高い評価となっている。



2) 重点的に取り組むべき環境基本計画の施策

【3 つまで選択】

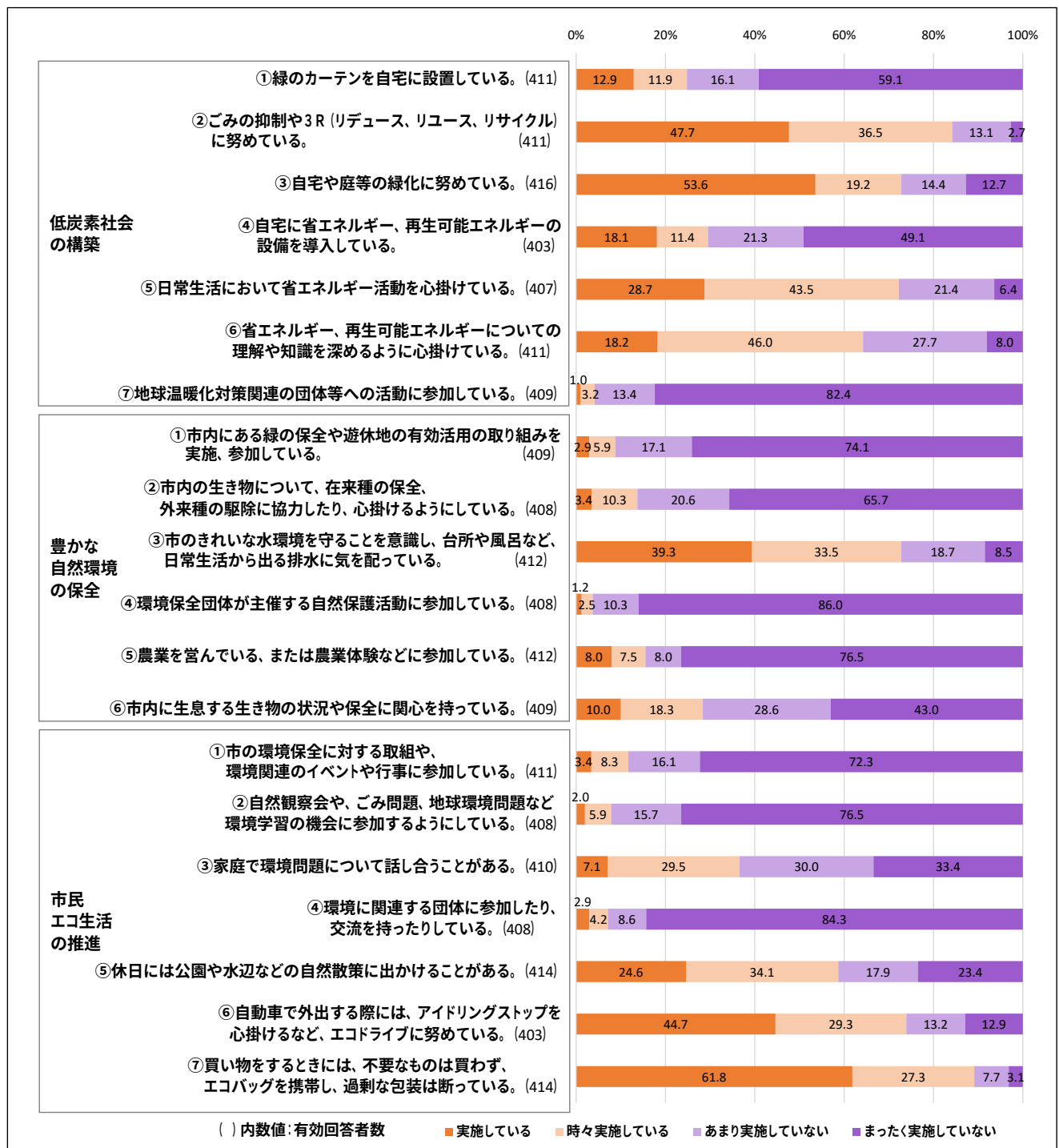
- ・「計画的なまちづくりの推進」が 36.1%と最も高く、次いで「ごみの不法投棄の防止」が 25.0%、「まちの安全対策の推進」が 24.2%となっており、計画的に整備された安全で清潔なまちが望まれている。
- ・「地球温暖化対策の推進」、「総合的な公害の防止」は、約 2 割の回答率となっていることから、一定程度の要望がある。



3) 環境基本計画で位置付けられた市民の取組に関する実施状況

【単独選択】

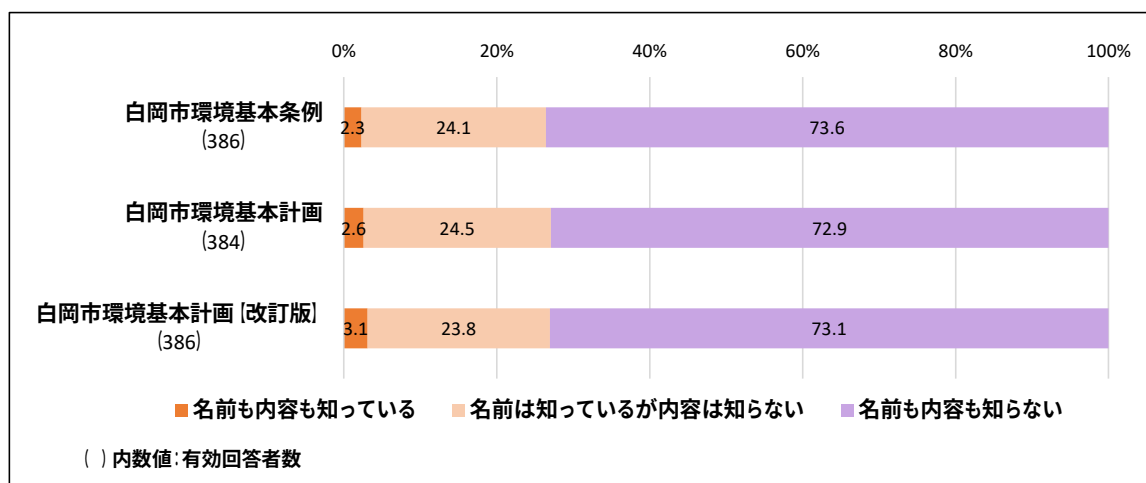
- ・「買い物をするときには、不要な物は買わず、エコバックを携帯し、過剰な包装は断っている」の「実施している」は61.8%、「時々実施している」を合わせると89.1%となり、約9割の市民が実施している。
- ・「ごみの抑制や3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努めている」も「実施している」と「時々実施している」の合計が8割を超えており、多くの市民が実施している。一方で、「地球温暖化対策関連の団体等への活動に参加している」、「環境保全団体が主催する自然保護活動に参加している」、「環境に関連する団体に参加したり、交流を持ったりしている」は「まったく実施していない」が8割を超えており、環境に関連する団体や活動への参加はほとんど実施されていない。



4) 環境基本条例及び環境基本計画（改訂版含む）の認知度

【単独選択】

- ・どの条例・計画においても、「名前も内容も知っている」は約2～3%となっており、「名前も内容も知らない」が約73%と、ほとんどの市民に認知されていない。



2.環境に関する事業者アンケート調査結果

(1) 調査概要（実施期間 令和2年6月1日～6月15日）

本アンケート調査は、環境保全施策等に関する事業者の意見、要望を把握し、その結果を環境基本計画に反映するために実施したものであります。

●調査対象

- ・調査対象地域 白岡市全域
- ・調査対象 市内に事業所を構える企業、商店等
- ・サンプル数 150 票
- ・抽出方法 無作為抽出
- ・調査方法 郵送配送・郵送回収方式
- ・回収結果 回収数 51 票（回収率 34.0%）

●調査内容（設問項目）

①属性

業種、事業形態、従業員数

②事業所における環境問題への取組状況

- ・事業所から出る廃棄物の処理状況
- ・事業所から出る廃棄物のリサイクル実施状況
- ・リサイクルを実施する上での問題点
- ・事業所における省エネルギー化の進捗状況
- ・省エネルギー化を実施する上での問題点
- ・現在、実施している環境保全対策
- ・今後、実施を予定している環境保全対策
- ・SDGs の認識

③事業所の環境保全に対する考え方

- ・環境保全に対する企業の役割
- ・事業所が環境保全対策を一層進めていくための課題
- ・白岡市の環境を改善していくための今後の姿勢

④環境づくりへの参加

- ・市民・事業者の連携による自主的な環境づくりへの参加意欲
- ・市民や事業者が環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと
- ・市民・事業者の連携による自主的な環境づくりに参加したいと思わない理由
- ・白岡市の環境を守り改善していくために望ましい役割分担

⑤市の環境行政の在り方

- ・環境基本条例及び環境基本計画（改訂版含む）の認知度
- ・環境基本計画の取組の効果
- ・重点的に取り組むべき環境基本計画の施策

※グラフ、表に表記されている値については、四捨五入の関係によりパーセンテージの合計が 100 にならない場合があります。また、表、グラフ中の「今回」は令和2年、「前回」は平成27年、「前々回」は平成22年の調査を指します。

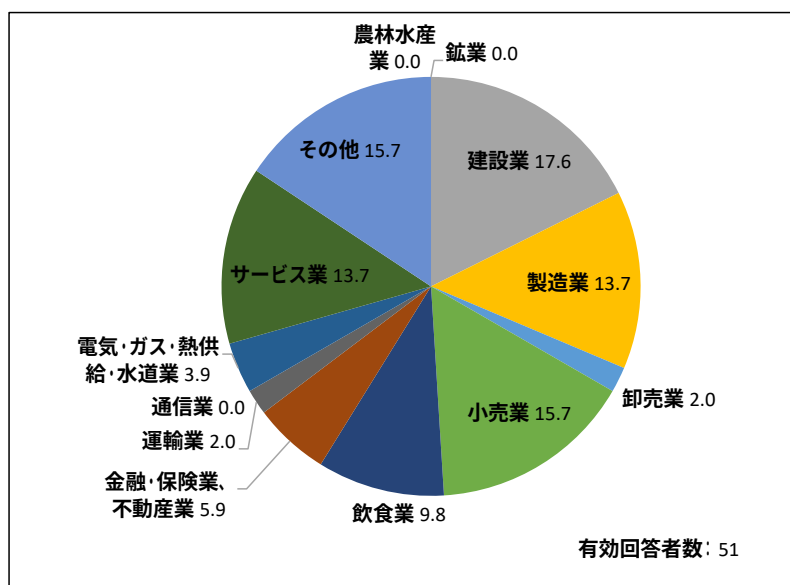
(2) 集計結果

①属性

1) 業種

【単独選択】

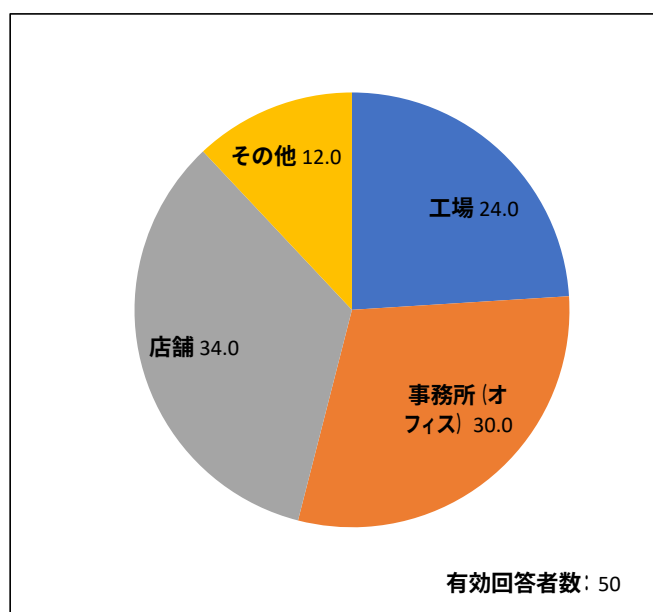
- ・「建設業」が17.6%と最も多く、次いで「小売業」が15.7%、「製造業」、「サービス業」が13.7%となっている。
- ・「その他」の回答も15.7%と高く、「社会福祉法人」、「旅行業」、「医療」などが挙げられた。



2) 事業形態

【単独選択】

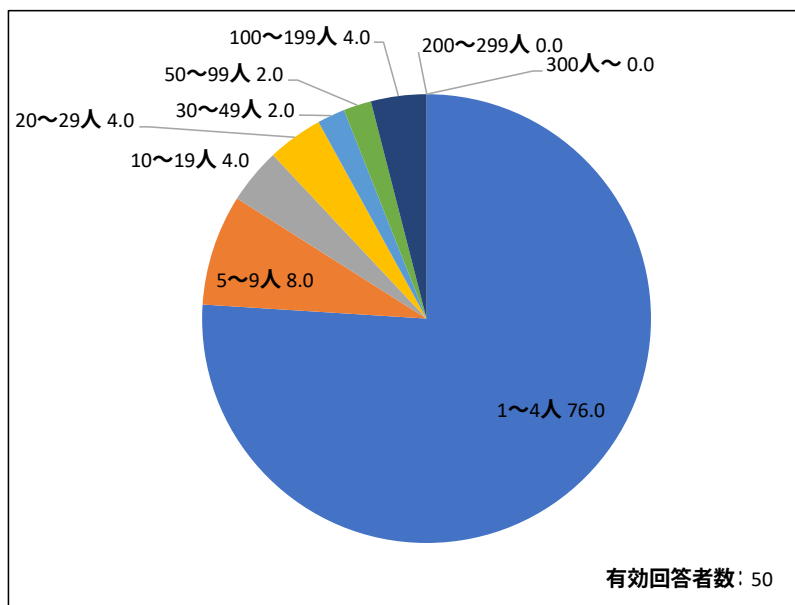
- ・「店舗」が34.0%と最も多く、「事務所（オフィス）」が30.0%、「工場」が24.0%となっている。
- ・「その他」の回答としては、「自宅」、「福祉施設」、「診療所」が挙げられた。



3) 従業員数

【単独選択】

- ・「1～4 人」が 76.0% とかなり多くなっており、次いで「5～9 人」が 8.0% となっている。
- ・10 人未満の事業所が 8 割以上を占めており、200 人以上の事業所は 0% である。

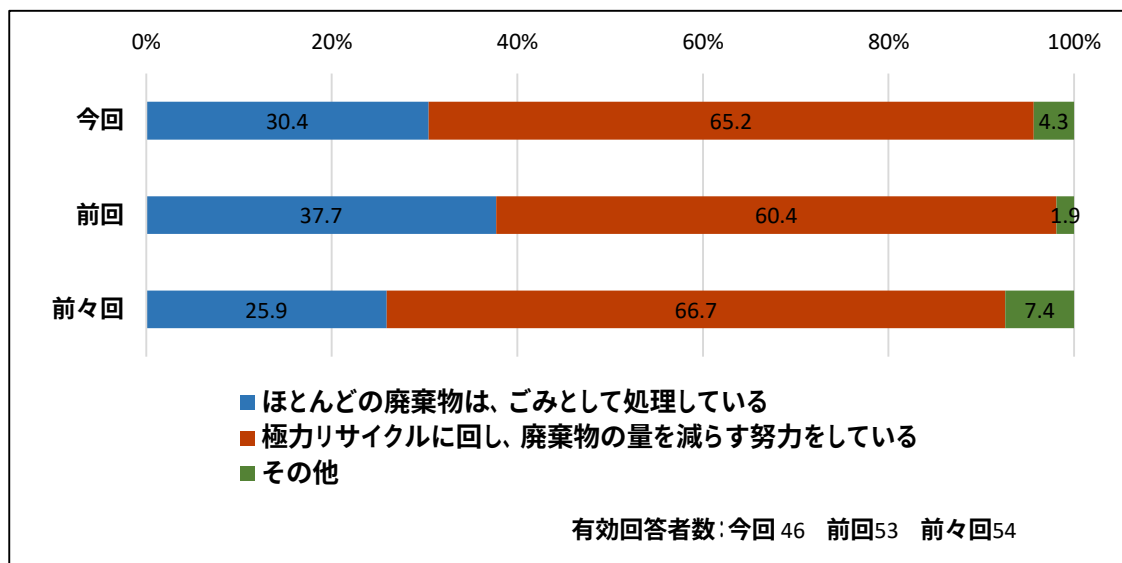


②事業所における環境問題への取組状況

1) 事業所から出る廃棄物の処理状況

【単独選択】

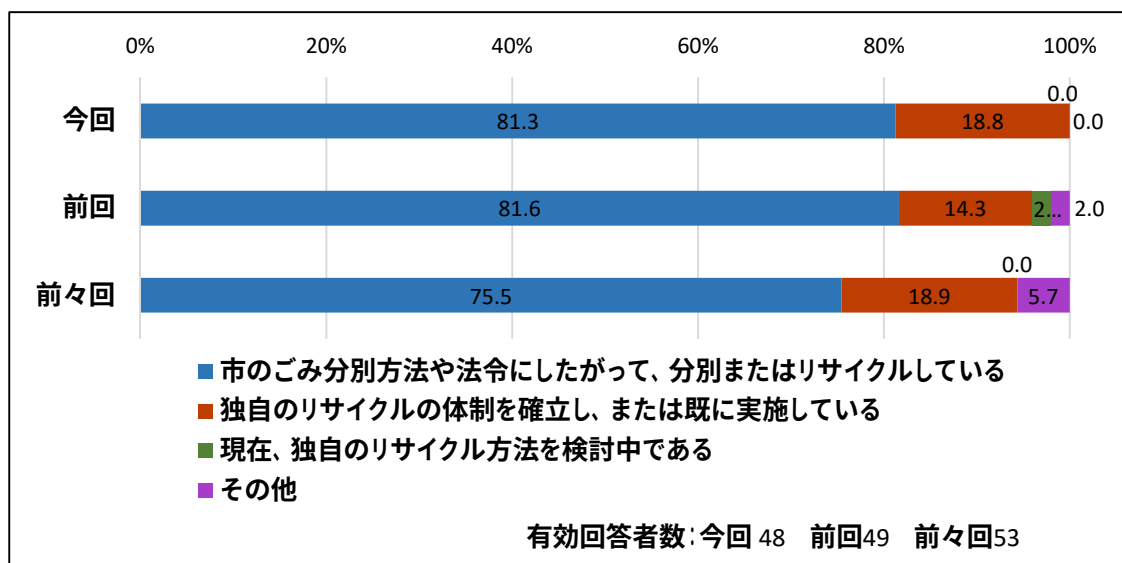
- ・「極力リサイクルに回し、廃棄物の量を減らす努力をしている」が65.2%となっており、「ほとんどの廃棄物は、ごみとして処理している」が30.4%となっている。
- ・前回と比較し、「極力リサイクルに回し、廃棄物の量を減らす努力をしている」が増加しているものの、前々回よりは低い割合となっている。
- ・「その他」の回答としては「専門業者に有料でひき取りをしてもらっている」が挙げられた。



2) 事業所から出る廃棄物のリサイクル実施状況

【単独選択】

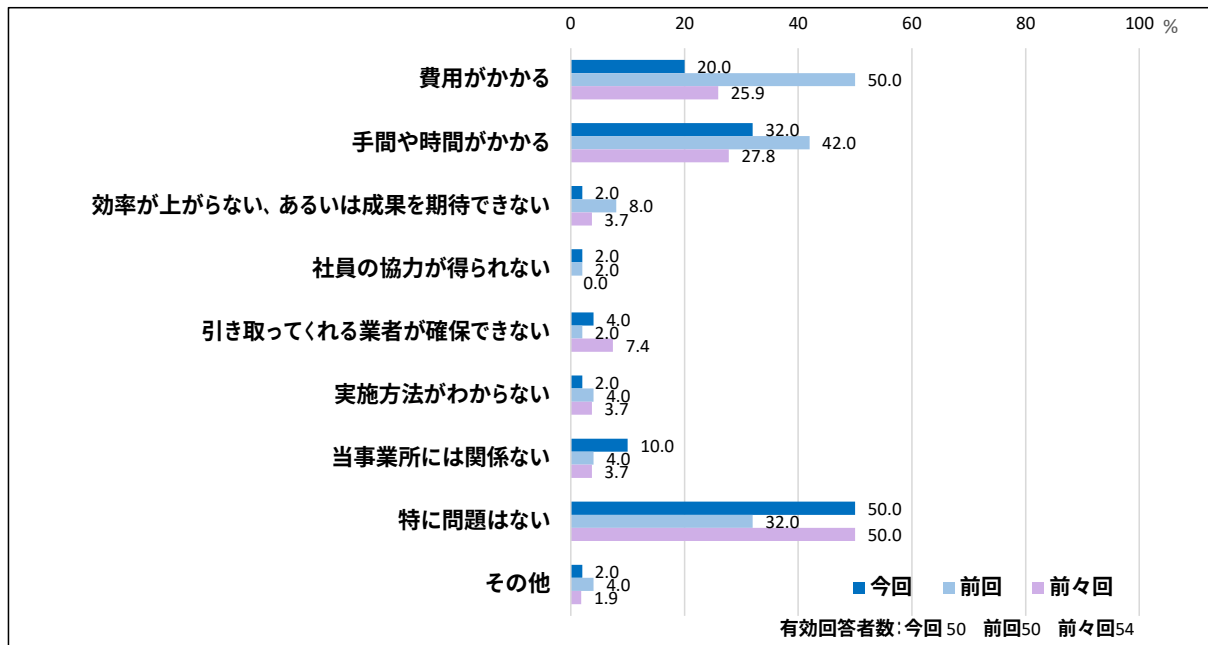
- ・「市のごみ分別方法や法令にしたがって、分別またはリサイクルしている」が81.3%と、8割以上が市の分別方法にしたがっており、「独自のリサイクルの体制を確立し、または既に実施している」は18.8%である。
- ・前回と比較し、「独自のリサイクルの体制を確立し、または既に実施している」が少し増加している。



3) リサイクルを実施する上での問題点

【複数選択】

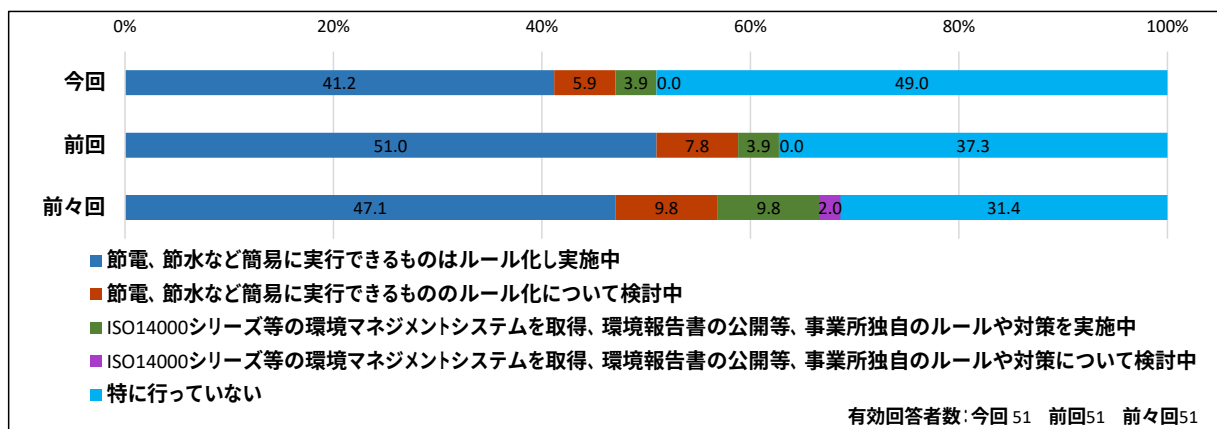
- ・「特に問題はない」が50.0%と最も多くなっている。
- ・「手間や時間がかかる」が32.0%、「費用がかかる」が20.0%と前回に比べ大きく減少しており、リサイクルの実施に対して問題を感じる事業者が減少している。
- ・「当事業所には関係ない」が10.0%あり、前回、前々回よりも増えていることから、リサイクルに対する関心が少し離れてきている。



4) 事業所における省エネルギー化の進捗状況

【単独選択】

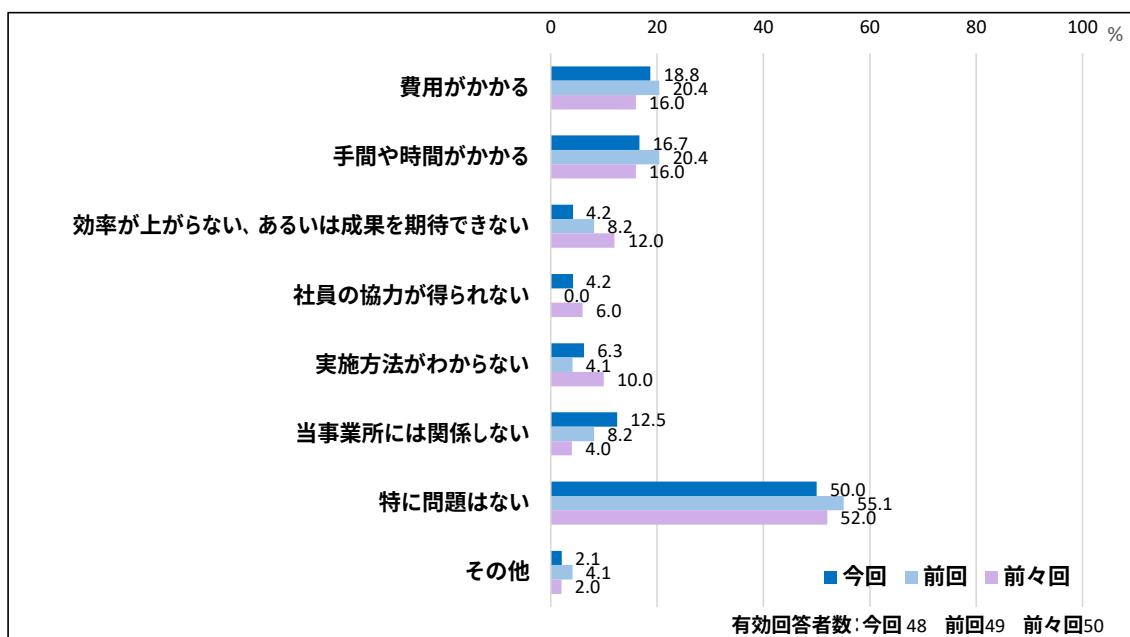
- ・「特に行っていない」が49.0%と最も多く、前回、前々回と比較してもかなり増加していることから、今後改善が必要である。
- ・実施又は検討中の中では、「節電、節水など簡易に実行できるものはルール化し実施中」が41.2%と最も多く、約4割が節電や節水を実施している。



5) 省エネルギー化を実施する上での問題点

【複数選択】

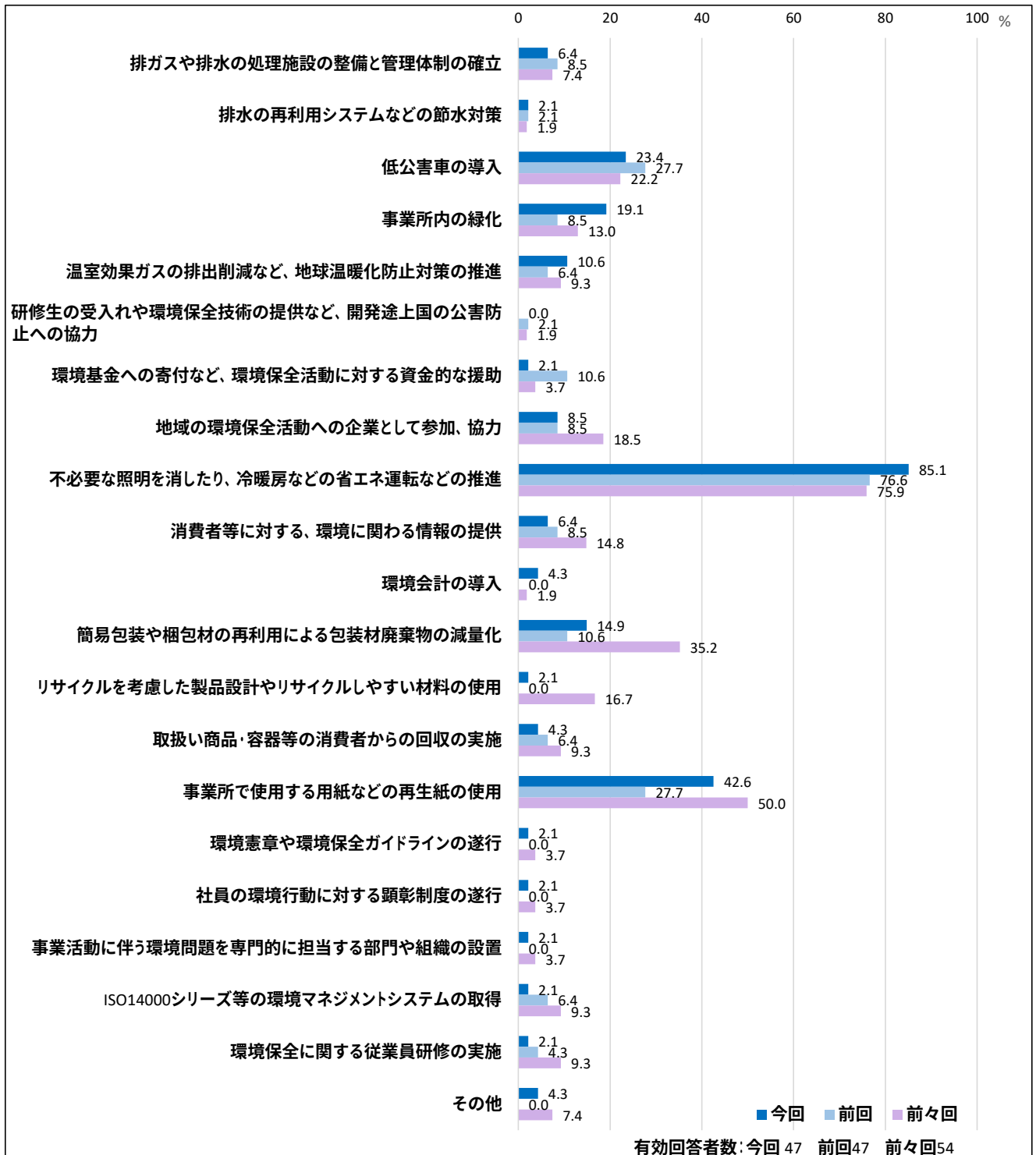
- ・「特に問題はない」が 50.0%と最も多く、リサイクルと同様に省エネルギーの実施においての問題を感じていない事業所が多い。
- ・「費用がかかる」が 18.8%、「手間や時間がかかる」が 16.7%と、一部の事業所においては問題となっている。
- ・「当事業所には関係しない」が 12.5%と、1 割以上の事業所は無関係だと考えている。
- ・「その他」の回答としては、「冷暖房の節約には限界がある」が挙げられた。



6) 問 9 現在、実施している環境保全対策

【複数選択】

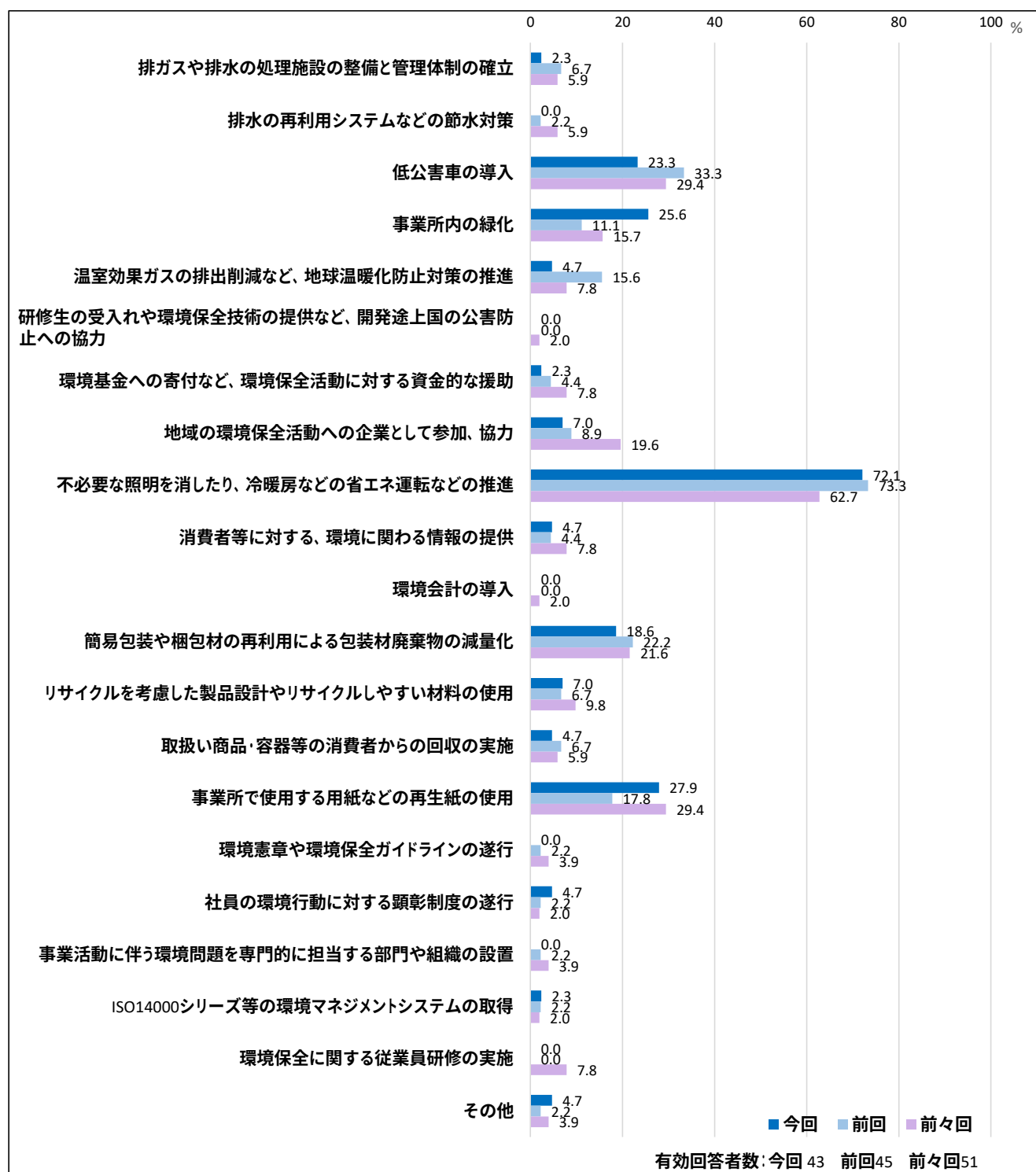
- ・「不必要な照明を消したり、冷暖房などの省エネ運転などの推進」が 85.1%と多くの事業所で実施されており、前回、前々回よりも増加している。
- ・「事業所で使用する用紙などの再生紙の使用」が 42.6%、「低公害車の導入」が 23.4%、「事業所内の緑化」が 19.1%、となっているが、そのほかの取組はあまり実施されていない。
- ・「研修生の受入れや環境保全技術の提供など、開発途上国の公害防止への協力」においては、実施している事業所が 0%である。



7) 今後、実施を予定している環境保全対策

【複数選択】

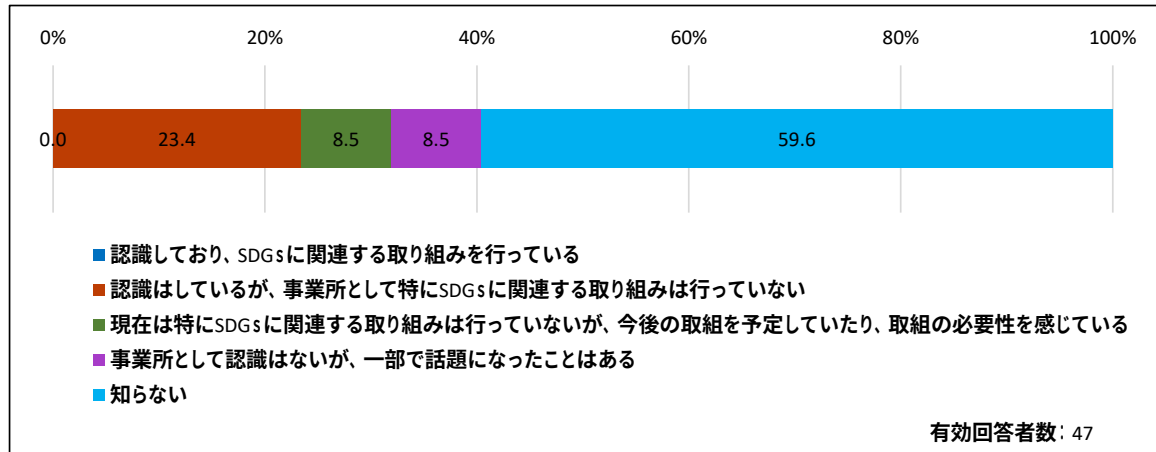
- ・現在多くの事業所が実施している、「不必要な照明を消したり、冷暖房などの省エネ運転などの推進」が72.1%と最も高くなっていたことから、今後も継続していきたいと考えている事業者が多いことが伺える。また、すでに比較的实施されているほかの取組についても、少し高くなっている傾向があることから、今後も継続したいと考えている事業所が多いと思われる。
- ・1割以下の取組が多く、0%の取組もいくつか見られる。



8) SDGs の認識

【単独選択】

- ・「知らない」との回答が 59.6%と最も多く、約 6 割の事業所は SDGs について認識していない。
- ・「認識しており、SDGs に関連する取り組みを行っている」は 0%と、実際に取り組みを行っている事業所はない。

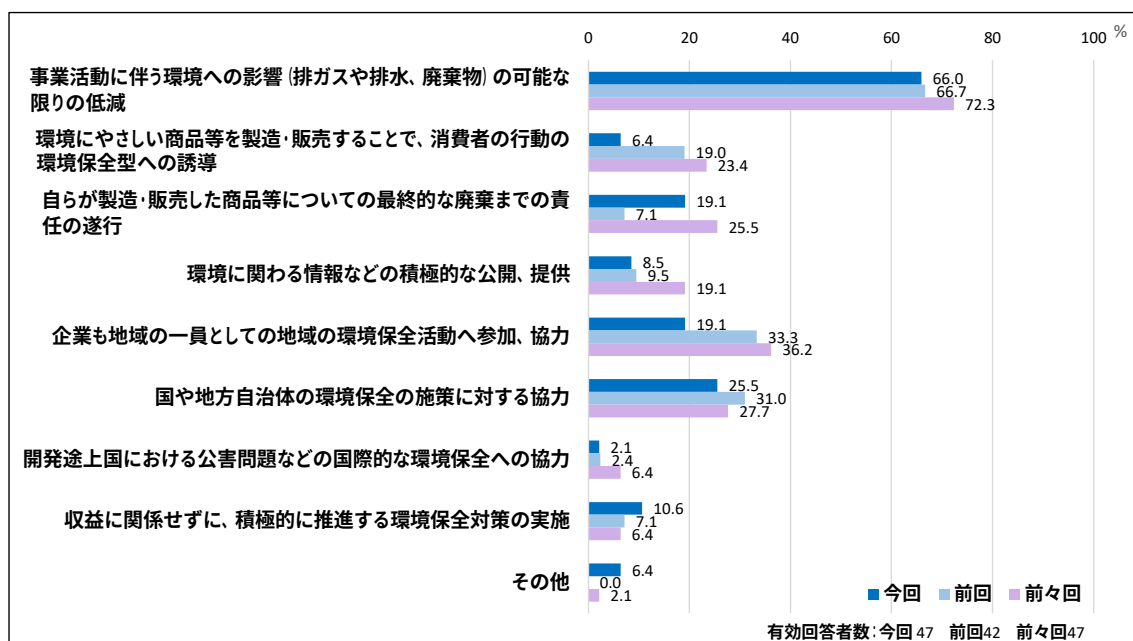


③事業所の環境保全に対する考え方

1) 環境保全に対する企業の役割

【複数選択】

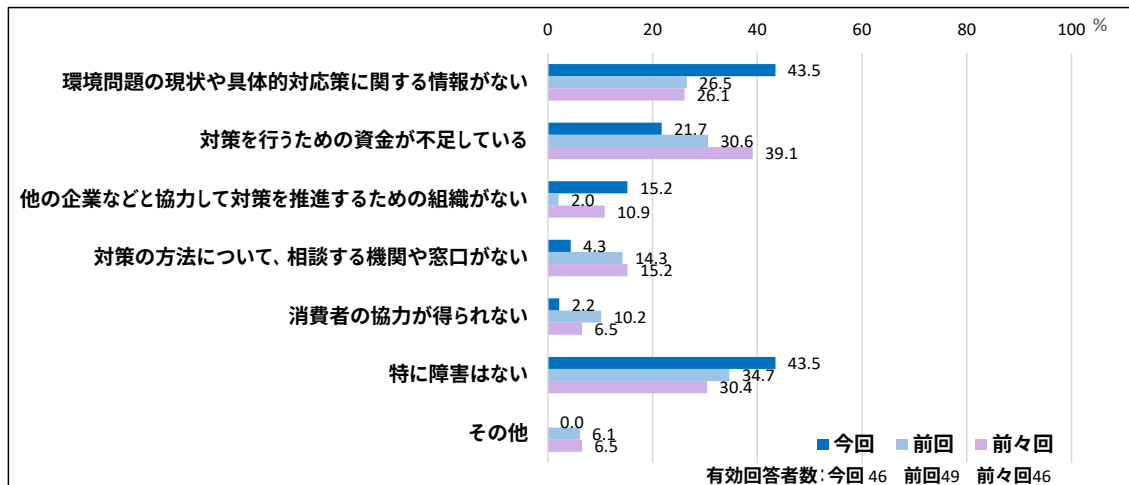
- ・「事業活動に伴う環境への影響（排ガスや排水、廃棄物）の可能な限りの低減」が66.0%と最も高くなっていたが、前回、前々回より少し低下している。次いで、「国や地方自治体の環境保全の施策に対する協力」が25.5%と比較的高く意識されている。
- ・前回、前々回と比較すると、意識されている項目が減少している。



2) 事業所が環境保全対策を一層進めていくための課題

【2 つまで選択】

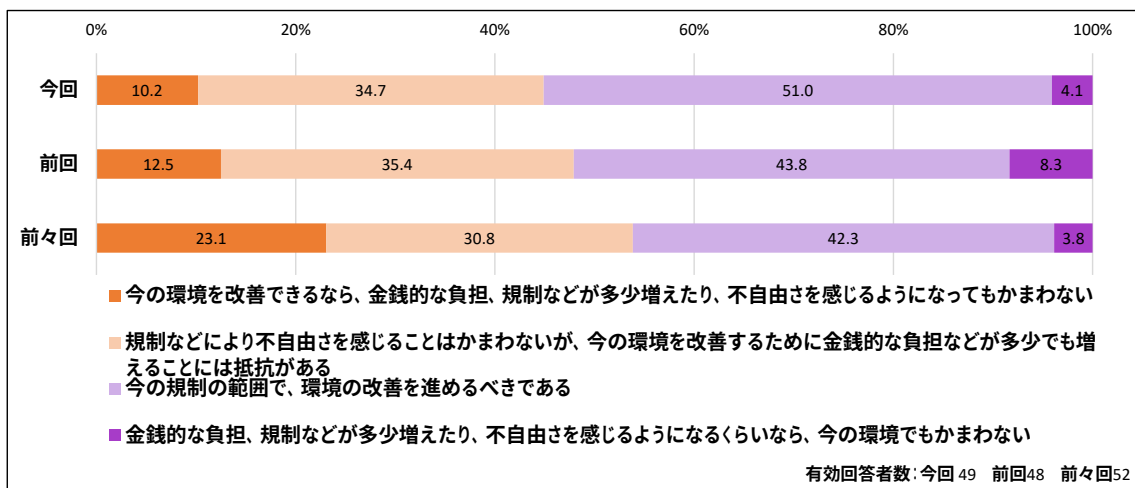
- ・「環境問題の現状や具体的対応策に関する情報がない」、「特に障害はない」が 43.5%と最も高く、情報が強く望まれている一方で、障害はないと考えている事業所も多い。
- ・「対策を行うための資金が不足している」も 21.7%あることから、資金も重要な課題の一つである。
- ・「対策の方法について、相談する機関や窓口がない」、「消費者の協力が得られない」は 5%以下で前回、前々回よりも減少していることから改善が見られる。



3) 白岡市の環境を改善していくための今後の姿勢

【単独選択】

- ・「今の規制の範囲で、環境の改善を進めるべきである」が 51.0%と最も多く、半数以上の事業所が今の規制の範囲内での改善を望んでいる。
- ・「規制などにより不自由さを感じることはかまわないが、今の環境を改善するために金銭的な負担が多少でも増えることには抵抗がある」が 34.7%と規制の強化を許容する事業者は比較的多い。
- ・「今の環境を改善できるなら、金銭的な負担、規制などが多少増えたり、不自由さを感じるようになってもかまわない」は 10.2%と積極的に改善を望んでいる事業所は少ない。

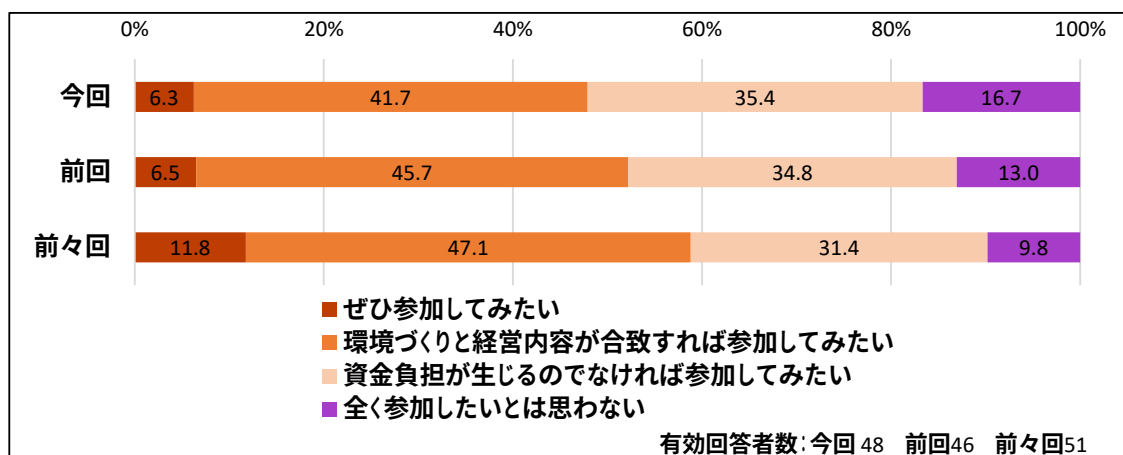


④環境づくりへの参加

1) 市民・事業者の連携による自主的な環境づくりへの参加意欲

【単独選択】

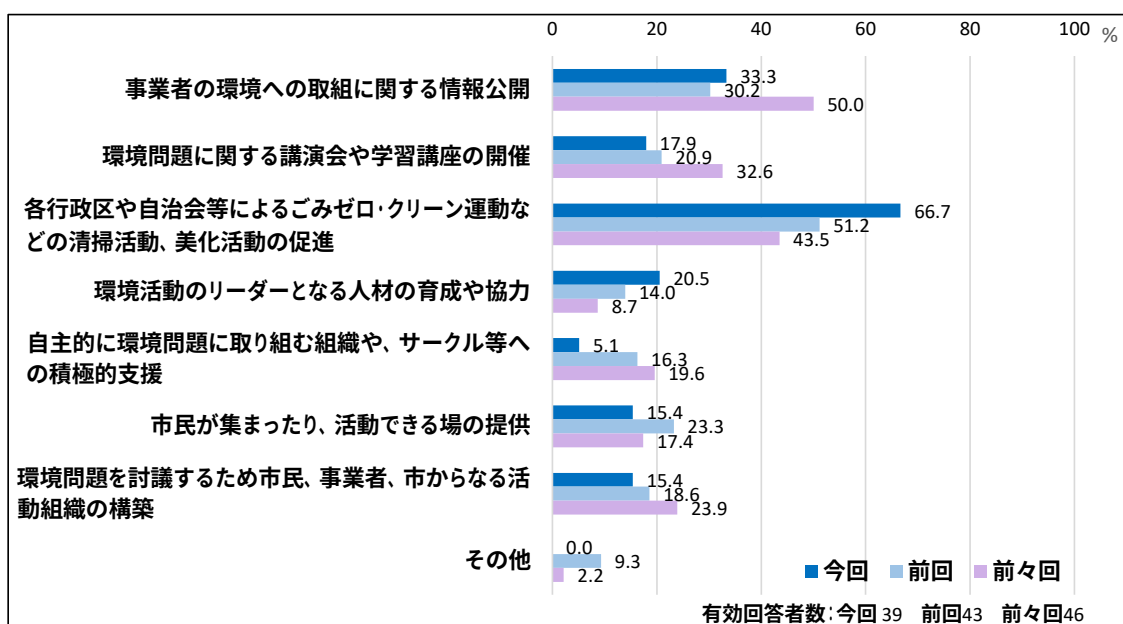
- ・「参加してみたい（「ぜひ参加してみたい」、「環境づくりと経営内容が合致すれば参加してみたい」、「資金負担が生じるのでなければ参加してみたい」の計）」は 83.4%と多くの事業者が参加してみたいと思っているものの、減少傾向にある。
- ・「ぜひ参加してみたい」との回答はわずか 6.3%しかなく、今後、積極的に参加したいとする層を広げていく必要がある。



2) 市民や事業者が環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと

【複数選択】

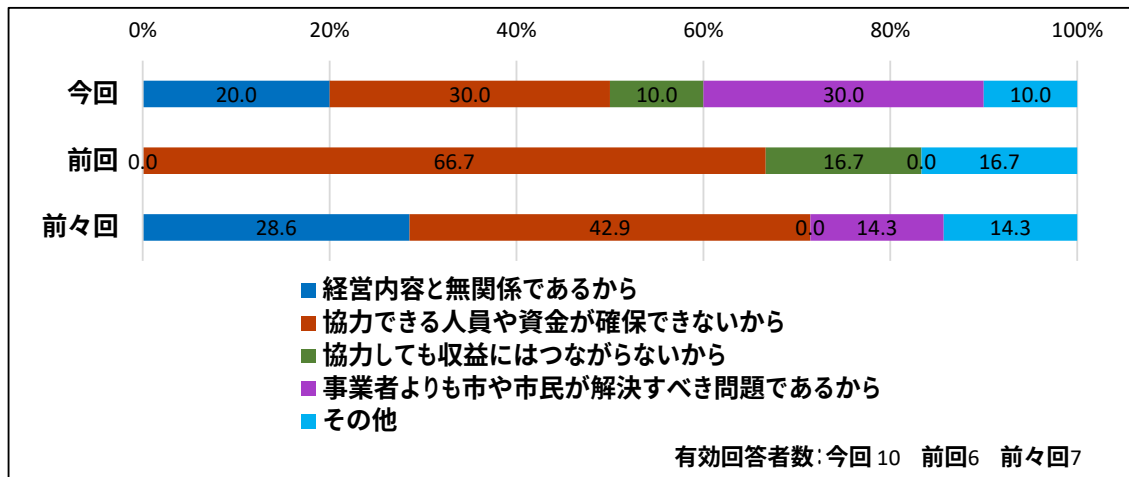
- ・「各行政区や自治会等によるごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動、美化活動の促進」が 66.7%と 2/3 の事業者に望まれている。次いで「事業者の環境への取組に関する情報公開」が 33.3%となっている。
- ・「自主的に環境問題に取り組む組織や、サークル等への積極的支援」を除き、そのほかの項目も 15~20% あることから、幅広い取組が一定程度求められている。



3) 市民・事業者の連携による自主的な環境づくりに参加したいと思わない理由

【単独選択】

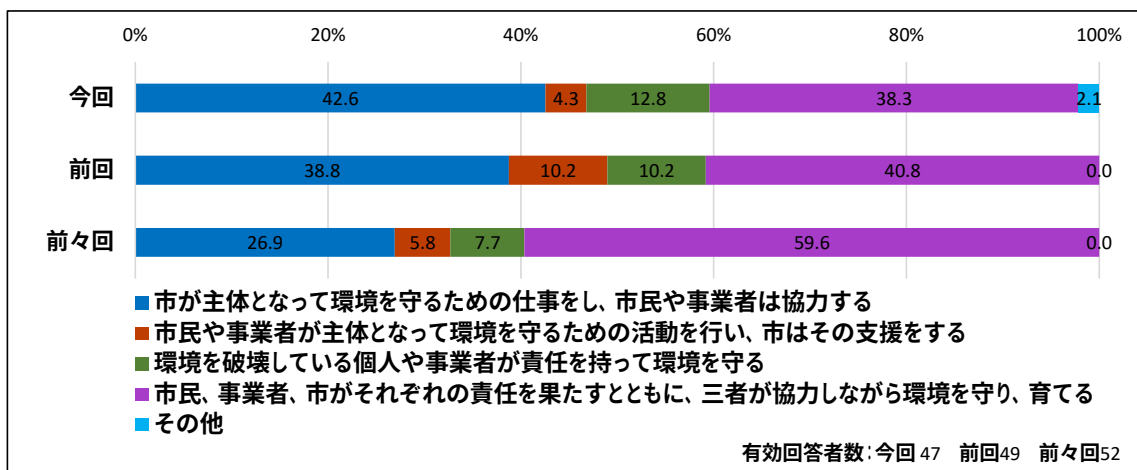
- ・「協力できる人員や資金が確保できないから」、「事業者よりも市や市民が解決すべき問題であるから」が30.0%と最も多くなっていた。
- ・前回と比較して、「協力できる人員や資金が確保できないから」が減少し、「経営内容と無関係であるから」、「事業者よりも市や市民が解決すべき問題であるから」が増加しており、変化が大きかった。しかし、これは有効回答者数が少なく、1票の影響が大きいことも理由の1つと考えられる。



4) 白岡市の環境を守り改善していくために望ましい役割分担

【単独選択】

- ・「市が主体となって環境を守るための仕事をし、市民や事業者は協力する」が42.6%と最も高く、次いで「市民、事業者、市がそれぞれの責任を果たすとともに、三者が協力しながら環境を守り、育てる」が38.3%となっており、市主体と三者協働が同じような割合で求められている。
- ・前回と比較し、大きな変化はなかった。
- ・「その他」の回答としては、「改善の必要はないと思う」が挙げられた。

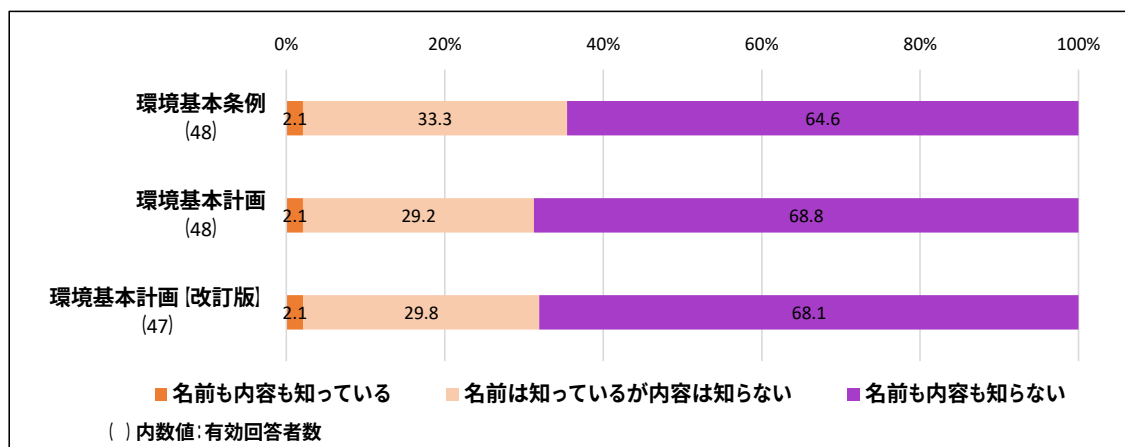


⑤市の環境行政の在り方

1) 問 20 環境基本条例及び環境基本計画（改訂版含む）の認知度

【単独選択】

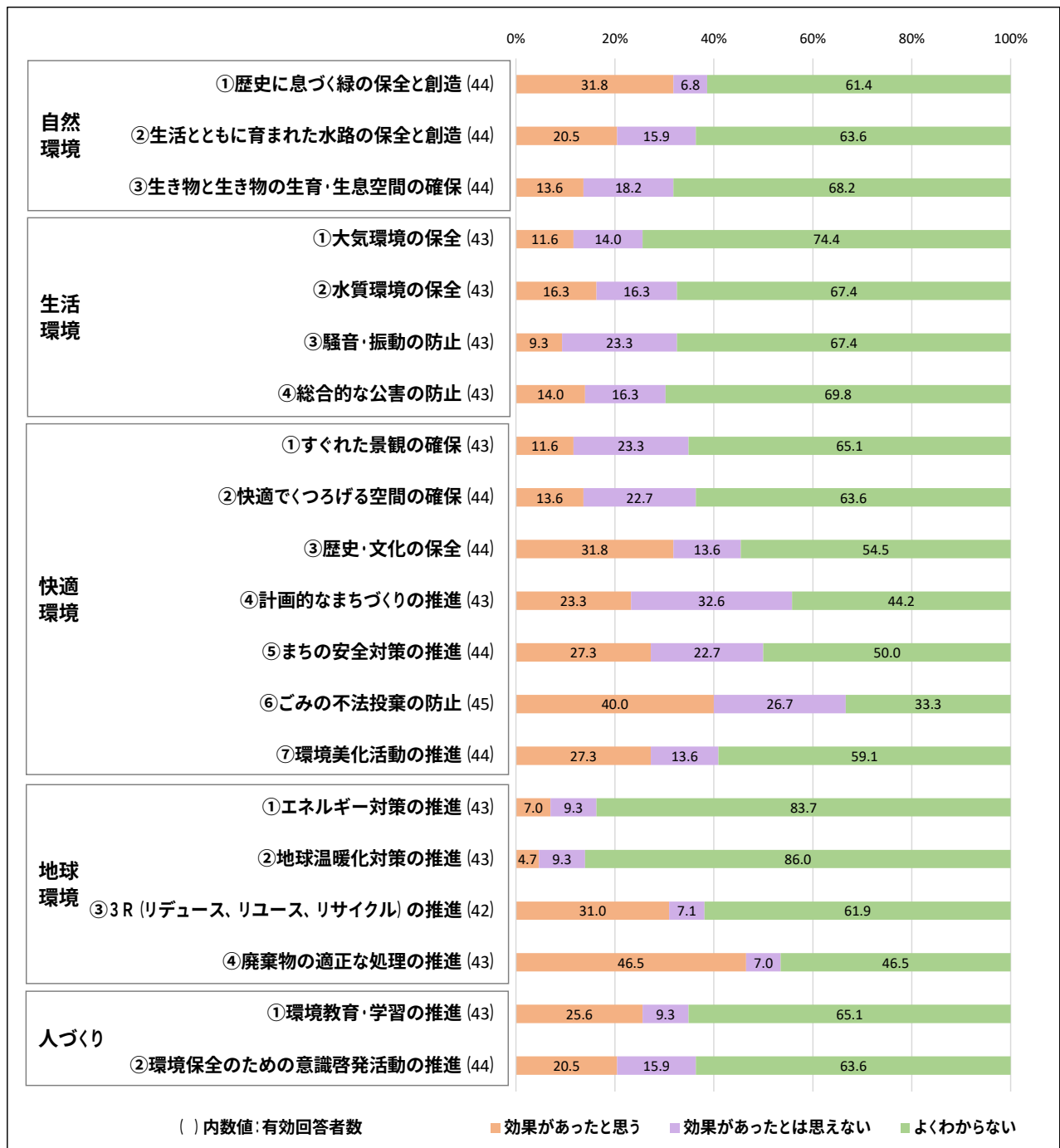
- ・どの条例・計画においても認知度に大きな差はなく、「名前も内容も知らない」が約 65～70%を占めており、あまり認知されていない。
- ・「名前も内容も知っている」は 2.1%であり、内容まで知っている事業所はごくわずかである。



2) 環境基本計画の取組の効果

【単独回答】

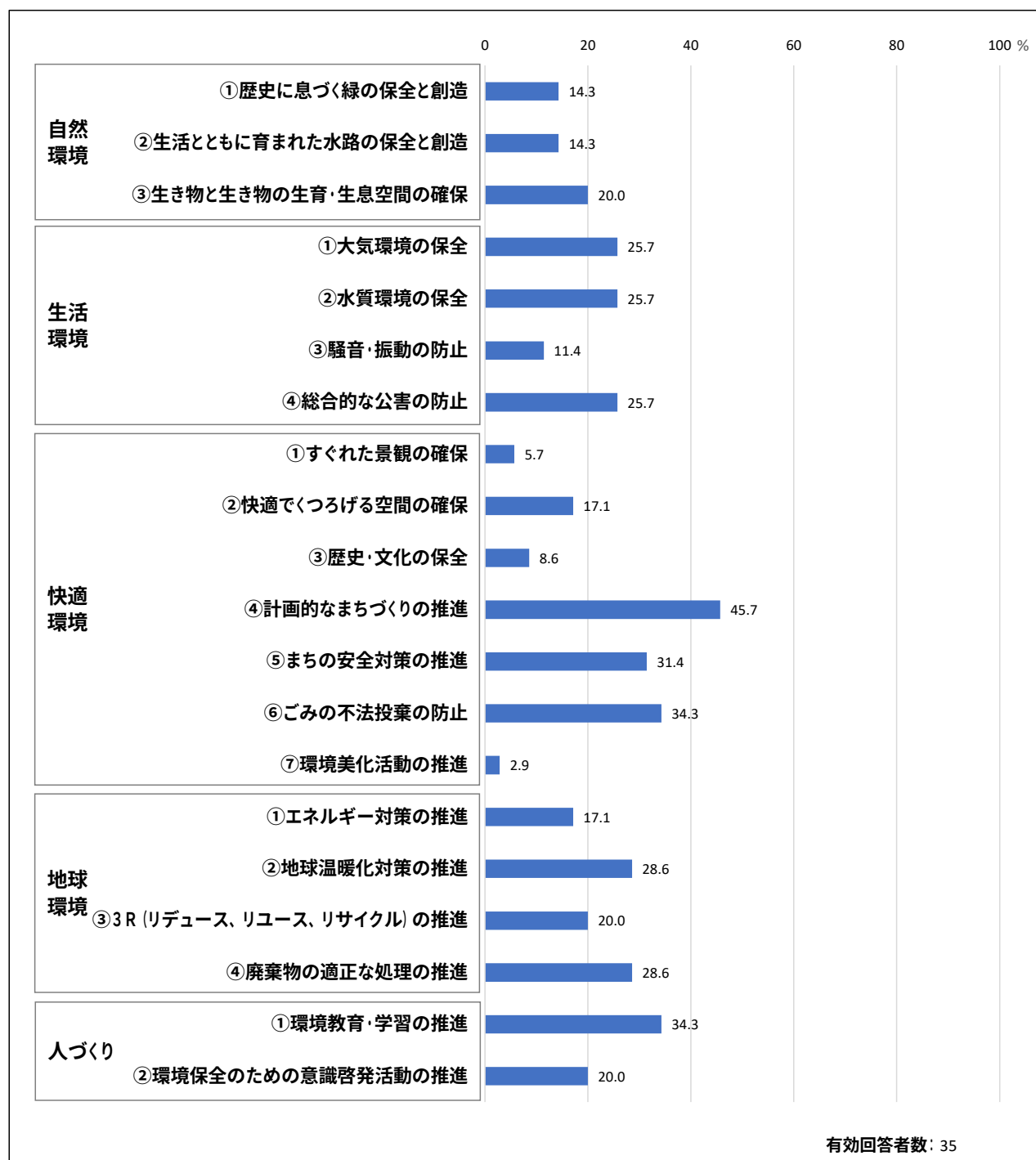
- ・多くの取組において「よくわからない」が高くなっており、効果はあまり感じられていない。
- ・「効果があったと思う」と回答した事業所が多かったのは、「廃棄物の適切な処理の推進」が46.5%、「ごみの不法投棄の防止」が40.0%、「歴史・文化の保全」が31.8%、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進」が31.0%であり、ごみ関連の項目が比較的高くなっている。
- ・「効果があったとは思えない」が多かったのは、「計画的なまちづくりの推進」が32.6%、「ごみの不法投棄の防止」が26.7%などがある。
- ・生活環境はすべての項目において、「効果があったとは思えない」が「効果があったと思う」と同じか、もしくはより高くなっている。



3) 重点的に取り組むべき環境基本計画の施策

【3 つまで選択】

- ・「計画的なまちづくりの推進」が 45.7%と最も多く、約半数の事業所に求められている。次いで「ごみの不法投棄の防止」、「環境教育・学習の推進」が 34.3%、「まちの安全対策の推進」が 31.4%となっており、比較的重要視されている。
- ・回答率が 2 割を超えた取り組みも多く、幅広い取組が求められている。
- ・反対に回答が少なかった取組としては、「環境美化活動の推進」が 2.9%、「すぐれた景観の確保」が 5.7%、「歴史・文化の保全」が 8.6%と、いずれも 1 割未満である。



資料 8 白岡市環境基本条例

平成 22 年 9 月 29 日

条例第 12 号

目次

前文

第 1 章総則(第 1 条第 6 条)

第 2 章環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先(第 7 条)

第 2 節環境基本計画(第 8 条・第 9 条)

第 3 節市が講ずる環境の保全及び創造の施策等(第 10 条第 23 条)

第 4 節国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力(第 24 条)

第 5 節地球環境の保全及び国際協力(第 25 条)

第 3 章環境審議会(第 26 条第 33 条)

第 4 章補則(第 34 条)

附則

私たちが暮らす白岡市は、遠くまで見渡せる広い空と元荒川、見沼代用水、隼人堀川、柴山沼などの水辺、屋敷林、社寺林、里山などの樹林、水田、梨園などの田園が織りなす自然環境に恵まれたまちである。このような豊かな自然環境のもと、私たちは、生命を育み、歴史と伝統を築き、潤いのある生活を送ってきた。

しかし、近年の急速な都市化や経済活動に伴う私たちの生活様式の変化が、自然環境や動植物の生態系に大きな変化をもたらした結果、このままでは、自然の再生能力が失われてしまう事態を迎えようとしている。このような状況の中、私たちは、市、市民及び事業者との協働によって、環境に優しい生活習慣や事業活動に改めるとともに、人と自然の共生を図り、循環型社会の構築を目指していくために、互いが公平な責任をもって参加することが必要である。

私たちは、白岡市の環境は地球規模の環境問題と関連しているという視点を忘れず、国際的な取組と連携しながら、先人から受け継いだかけがえのない地球を守るとともに、共に知恵と力を出し合い環境の保全及び創造を推進し、現在及び将来の市民に美しい自然と豊かな文化を引き継ぐため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振

動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

- (3) 循環型社会廃棄物等の発生を抑制し、排出されたものをできるだけ資源として循環的に利用し、及び循環的に利用できないものを適正に処分することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき推進されなければならない。

- (1) 環境の保全及び創造は、市民が現在及び将来にわたり健康で文化的な生活を営むため、恵み豊かで良好な環境の恩恵を受けられるとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたり維持継承されるよう適切に推進されなければならない。
- (2) 環境の保全及び創造は、自然の再生能力及び浄化能力を超えることのないように、すべての者が環境への負荷の低減を図り、持続的な発展が可能となる循環型社会の構築を目指して推進されなければならない。
- (3) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、国際的な認識及び協力のもとに推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らの日常生活が環境への負荷を与えていることを自覚し、基本理念にのっとり、日常生活において、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先

(環境への配慮の優先)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、白岡市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、白岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第3節 市が講ずる環境の保全及び創造の施策等

(報告書の作成)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらのものの組織する団体(以下「市民等」という。)が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な処置をとることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第14条 市は、環境の保全及び創造に資するため、次に掲げる事業の推進に当たっては、適正な措置を講ずるものとする。

- (1) 下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備
- (2) 多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業
- (3) 公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 16 条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する教育及び学習が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 17 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 18 条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、環境に関する情報の収集に努めるとともに、必要な調査を実施するものとする。

(監視体制等の整備)

第 21 条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制づくりを図るものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制づくりを図るものとする。

(市民等との協働)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関し、市民等と協働して取り組むため、必要な措置を講ずるものとする。

第 4 節 国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力

(国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第 5 節 地球環境の保全及び国際協力

(地球環境の保全及び国際協力)

第 25 条 市は、地球環境の保全及び創造について、国際的な認識や協力のもとに国及び埼玉県その他の関係機関と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第 3 章 環境審議会

(設置)

第 26 条 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進について審議するため、白岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 27 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関すること。

(組織)

第 28 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の長が推薦した者
- (3) 公募に応じた者

(任期)

第 29 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 30 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 31 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の協力要請)

第 32 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 33 条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

2 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

第 4 章 補則

(委任)

第 34 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章及び附則第 3 項(別表に環境審議会の部を加える改正規定に限る。)の規定は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(白岡町公害防止条例の廃止)

2 白岡町公害防止条例(昭和 52 年白岡町条例第 16 号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年白岡町条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(平成 24 年 3 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。